

平成 2 9 年

国見町議会会議録

第 2 回 定例会

平成 29 年 6 月 20 日開会

平成 29 年 6 月 23 日閉会

国 見 町 議 会

平成29年第2回（6月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（6月20日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
広報常任委員の選任について	9
陳情の付託	10
議案の上程（報告第3号～議案第38号）	10
町長提案理由の説明	10
散会の宣告	16

第2号（6月21日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
諸般の報告	19
一般質問	19

5 番 佐藤定男君	19
①来庁者に対するアンケートについて	
②「国見かるた」の作成について	
1 番 松浦和子君	25
①パークゴルフ場の建設について	
②国見町の働き方改革について	
1 1 番 浅野富男君	29
①国民健康保険制度と地域医療について	
6 番 村上正勝男君	36
①中尊寺ハス池周辺の整備について	
②県北流域下水道のグラウンドの砂ぼこり対策について	
7 番 渡辺勝弘君	41
①有害鳥獣対策のための協議会設立とその後の対応状況について	
散会の宣告	46

第3号（6月23日）

議事日程	47
出席議員	49
欠席議員	49
遅参及び早退議員	49
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	49
本会議に出席した事務局職員	49
開議の宣告	50
広報常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について	50
報告第 3 号 繰越明許費の報告について	50
報告第 4 号 町が出資している法人の経営状況について	50
承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて	50
議案第 2 9 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第 3 0 号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	51
議案第 3 1 号 国見町税条例の一部を改正する条例	52
議案第 3 2 号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例	52
議案第 3 3 号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康 保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条 例	53

議案第 34 号	国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	53
議案第 35 号	国見町営住宅条例の一部を改正する条例	54
議案第 36 号	町道路線の廃止について	54
議案第 37 号	平成 29 年度国見町一般会計補正予算（第 2 号）	55
議案第 38 号	平成 29 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	61
常任委員長報告		
陳情第 16 号	「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書	63
陳情第 17 号	「テロ等準備罪（共謀罪）法」案の廃案を求める意見書の提出についての陳情	63
陳情第 18 号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	63
追加日程の議決		
町長提案理由の説明		
同意第 2 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	67
同意第 3 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	68
同意第 4 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	68
同意第 5 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	68
同意第 6 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	69
同意第 7 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	69
同意第 8 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	69
同意第 9 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	70
同意第 10 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	70
発議第 3 号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書	71
発議第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	71
議員の派遣について		
常任委員会の所管事務調査について		
町長挨拶		
閉議及び閉会の宣告		

国見町告示第26号

平成29年第2回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年6月2日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成29年6月20日
2. 場 所 国見町議会議場

忘招不応招議員

・ 忘招議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

第 1 目

平成29年第2回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年6月20日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 広報常任委員の選任について
- 第 5 陳情の付託
 - 陳情第16号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - 陳情第17号 「テロ等準備罪（共謀罪）法」案の廃案を求める意見書の提出についての陳情
 - 陳情第18号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
- 第 6 報告第 3号 繰越明許費の報告について
- 第 7 報告第 4号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第30号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第31号 国見町税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第32号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第33号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第34号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第35号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第36号 町道路線の廃止について
- 第17 議案第37号 平成29年度国見町一般会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第38号 平成29年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一 君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	佐藤克成君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	菊地弘美君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員長	高橋幸子君	農業委員会会長	朽木勝之君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのためクールビズに取り組んでおりますので、暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回国見町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番八島博正君及び1番松浦和子君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日20日から6月23日までの4日間といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月23日までの4日間と決定いたしました。

本定例会にあたり、町長、教育委員長、農業委員会会長、監査委員及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（松浦昭一君） 議会関係についてご報告いたします。

平成29年第1回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第1回議会定例会で可決いたしました福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書については、3月17日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告2件、承認1件、議案10件が

提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情3件であります。

一般質問の通告は5議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について報告願います。

最初に、公立藤田病院組合議会について、3番井砂善榮君。

3番（井砂善榮君） それでは、報告をいたします。

平成29年第1回公立藤田病院組合議会定例会が、平成29年3月27日に開かれました。午後4時より本会議が開催され、提出議案1号、2号の2つの議案が提出されました。

議案第1号、平成28年度公立藤田病院組合病院事業会計補正予算（第2号）、議案第2号、平成29年度公立藤田病院組合病院事業会計予算の2件でございます。

それでは、議案第1号、平成28年度公立藤田病院組合病院事業会計補正予算（第2号）について。

既定予算額から、病院事業収益を2億1627万5000円減額補正して総額を58億2069万9000円に、病院事業費用を1億5339万2000円減額補正して総額を58億8358万2000円に改めるものです。また、資本的収入及び支出もそれぞれ改め、不足する額は過年度分損益勘定留保資金で補填されます。

議案第2号、平成29年度公立藤田病院組合病院事業会計予算について。

病院事業収益及び支出は61億3600万4000円と定め、資本的収入及び支出は、収入1億6419万3000円、支出5億518万3000円でございます。不足金3億4099万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

そして最後に、志村良男議員のご逝去に伴い欠員となり、補充されました村上一議員に対し、自己紹介が許され、新議員として議場にてご挨拶をいただきました。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方消防組合議会について、6番村上正勝君。

6番（村上正勝君） では、私から、伊達地方消防組合議会の報告をいたします。

去る3月29日、伊達地方消防組合本部において、午前9時より第1回の全員協議会、午前10時10分より平成29年度第1回伊達地方消防組合議会定例会が開催されました。

まず、本会議の前に、川俣町議会議員選挙での改選により新たな議員となられた菅野清一議員の自己紹介を行った後、議会が開催されました。

提出された議案は5件であります。

最初に、報告第1号、専決処分の報告についてであります。消防ポンプ自動車事故による損害賠償及び和解についてであります。損害賠償の額については5万

1700円となりました。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについてであります。平成27年度起債の償還金について、予算に不足が生じたことから補正予算の対応をとる必要が生じ、手続をしたということであります。

議案第2号、伊達地方消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは国・県及び組合構成市町村同様に改正を行うものであります。

議案第3号、平成28年度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第3号）についてであります。予算額から2440万6000円を減額し、歳入歳出総額を16億7946万5000円としたということであります。今後の財政調整を含め、財政調整基金積立金が主なる内容であります。

議案第4号、平成29年度伊達地方消防組合一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を15億9400万円としたということであります。消防施設整備事業として、南分署高規格救急自動車更新に係る経費、デジタル無線指令システム保守業務に係る経費が主なもので、施設整備事業規模の関係から前年対比では3.2%、5300万円の減額となりました。

この案件5件は、採決の結果、原案どおり可決されました。

なお、詳細な内容は、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、平成29年度第1回伊達地方消防組合議会定例会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、伊達地方衛生処理組合議会について、11番浅野富男君、11番（浅野富男君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成29年3月29日午後1時より、伊達地方衛生処理組合会議室におきまして第1回伊達地方衛生処理組合議会定例会が開催され、八島議員とともに出席をいたしました。

本定例会に提出されました案件は、条例改正が1件、補正予算3件、当初予算3件の計7件であります。

はじめに、議案第1号、伊達地方衛生処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、必要となる規定について所要の改正を行うものであります。

議案第2号、平成28年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額から32万6000円を減額し、予算総額を5623万円とするものです。

歳入の減額補正は、基金繰入金32万6000円であります。

歳出は年度末における整理補正で、議会費19万6000円及び総務費12万円、監査委員費1万円をそれぞれ減額するものであります。

議案第3号、平成28年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出予算の総額から127万9000円を減額し、予算総額を3億5508万7000円とするものであります。

歳入の補正は、整備基金繰入金129万7000円、利子及び配当金8,000円を減額し、汚泥処理料などの雑入2万6000円を増額するものであります。

歳出は年度末における整理補正で、清掃費などによる不用額127万9000円を減額するものであります。

議案第4号、平成28年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算(第4号)については、歳入歳出予算の総額から1675万8000円を減額し、予算総額を41億9401万7000円とするものです。

歳入では、廃棄物処理施設モニタリング事業及び指定廃棄物保管事業、除染事業の事業費や補助率、その他財源が確定したことにより、国庫支出金42万3000円を減額し、県支出金2589万5000円を増額するものです。また、災害復旧事業に係る東京電力への賠償請求においては翌年度での精算となることや、相馬福島道路事業に係る枝葉処理料の減によりまして、雑入について7689万4000円を減額とするものです。さらに、使用料及び手数料で914万円、財産収入で1063万1000円が減額となることから、これら賠償金の一時立てかえ分や減収財源の補填のため、基金繰入金5443万5000円を増額補正するものです。

歳出については、指定廃棄物保管事業884万円、除染事業22万1000円が事業費確定により減額、ごみ処理費は年度末における整理補正で、不用額813万8000円を減額補正するものであります。

議案第5号、平成29年度伊達地方衛生処理組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を5650万円とし、前年度比20万円、率にして0.36%の増とするものです。

歳入の主なものは、組合分賦金が5575万2000円で、前年度比40万6000円の増であります。

歳出の主なものは、総務費が5530万円で、前年度比40万円の増であります。

議案第6号、平成29年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計予算については、歳入歳出の予算の総額を3億5840万円とし、前年度比300万円、0.84%の増とするものです。

歳入の主なものは、組合分賦金が3億1391万2000円で、前年度比918万4000円、2.93%の増、繰入金は4312万1000円で、前年度比611万3000円、14.18%の減であります。

歳出の主なものは、衛生費が1億8108万9000円で、前年度比310万6000円の増で、その内容といたしまして、経年による施設機器の修繕や部品交換等の増により需用費60万円、保守点検等委託料147万7000円が増となっております。基金費は3815万9000円で、前年度比10万6000円の減であります。

次に、議案第7号、平成29年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を41億9300万円とし、前年度比1750万円、0.42%の減とするものであります。

歳入の主なものは、組合分賦金が3億1681万7000円で、前年度比82万8000円、0.26%の増であります。国庫支出金は448万4000円で、前年度比7万円、1.56%の減、県支出金は34億9909万6000円で、前年度比500万2000円の減となっています。諸収入は1億5203万9000円で、前年度比376万8000円、2.48%の減であります。主なものとして、東京電力からの賠償金4150万5000円、相馬福島道路事業に係る枝葉処理料として1億844万5000円を計上しております。

歳出の主なものは、衛生費のごみ処理費が4億8202万5000円で、前年度比166万9000円の増となっております。主な増加原因は、イノシシの一時保管用冷凍庫の設置、循環型社会形成推進地域計画策定の業務委託などが挙げられます。また、災害復旧費のうち、除染事業費は仮設焼却炉施設の運営に係る施設の借り上げ料、施設運転業務委託費、嘱託職員経費などで36億690万6000円を計上しております。

以上が提出議案の概要でありますけれども、これらは全て原案どおり可決されました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） ここで、暫時休憩いたします。

全員協議会を開催いたしますので、委員会室にご参集をお願いいたします。

(午前10時23分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午前10時33分)

◇ ◇ ◇

◇広報常任委員の選任について

議長（東海林一樹君） 日程第4、広報常任委員の選任について。

おはかりいたします。

広報常任委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6項の規定より、お手許に配付した名簿のとおり選任いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、広報常任委員は、お手許に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情3件であり、請願はありませんでした。

お手許に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

◇

◇

◇

◇議案の上程（報告第3号～議案第38号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第6、報告第3号から日程第18、議案第38号までの報告2件、承認1件及び議案10件を一括上程いたします。

なお、この13件については、本日提案理由の説明を受け、23日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇

◇

◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） 本日、ここに平成29年第2回国見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご壮健にて全員のご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会には、「繰越明許費の報告」など報告2件、承認1件、条例改正などの一般議案8件、平成29年度一般会計補正予算ほか1件の特別会計補正予算の予算議案2件、計13件の当面する緊急かつ重要な議案をご提案申し上げます。

それでは、平成29年3月第1回議会定例会以降の町政執行等の主なものについて申し上げます。

最初に、「東日本大震災からの早急な復旧・復興」について申し上げます。

まず、平成28年度から繰り越し事業で進めてまいりました除染対策についてでございます。道路除染につきましては、5月末をもって現場での作業は終了となったところでございます。

これにより、平成25年度から取り組んでまいりました住宅、道路などの除染につきましては、全て終了したところでございまして、今後は環境省と協議の上、保管除去土壌などの搬出の加速化を図ることといたしておるところでございます。

次に、原発の事故に伴う町民の皆様の健康管理事業についてでございますが、ホールボディカウンターによる内部被曝検査につきましては、6月19日から国見小学校の児童を対象に実施をいたしておるところでございます。来月からは、県北中学校の

生徒、さらに4歳未満児と保護者、幼稚園児や高校生などを対象に検査を実施するとともに、希望される一般町民の皆様の検査もあわせて実施をすることといたしておるところでございます。

次に、ガラスバッジによる外部被曝量の測定についてでございますが、昨年同様、中学生以下の児童生徒及び一般町民の希望者を対象といたしまして、8月から3カ月の期間で実施することで、現在準備を進めておるところでございます。

次に、県北浄化センターに設置されております汚泥保管テントについてでございますが、2月末に解体撤去が終了し、4月からは仮設汚泥乾燥施設の解体作業に入っております。今年度中に撤去を完了する見込みとなっております。

次に、あんぽ柿の産地再生に向けた取り組みについてでございます。

出荷再開5年目を迎える平成29年産のあんぽ柿の加工・出荷につきましては、福島県あんぽ柿産地振興協会で協議が進められ、今年度の出荷目標を震災前の88%、1,350トンとし、全量非破壊検査を実施することと決定をいたしましたところでございます。また、昨年度より再開いたしました個包装製品につきましても、出荷量を拡大してまいりたいと考えてございます。

次に、仮設住宅入居者の退去の状況についてでございますが、残っていた駅前仮設住宅の4世帯全てが3月末までに退去されたところでございます。これを受けまして、県において撤去工事が進められ、8月末には完了する見込みでございます。

続きまして、「安全安心な町政の実現」について申し上げます。

まず、4月19日から20日にかけて発生しました強風被害について申し上げます。

瞬間最大風速40メートルを超える暴風によりまして、上野台運動公園においてはテニスコートのネット支柱が根元より切断し、倒壊のおそれがあることから、コートを使用禁止といたしたところでございます。また、総合運動場では防風ネットが破れるなどの被害がございまして、危険除去のため、早急に修繕作業を進めたところでございます。これに伴う予算の専決処分につきまして、本定例会に上程をいたしておるところでございます。

次に、「火山災害時における相互応援に関する協定」について申し上げます。

去る5月19日に開催されました福島圏域首長懇談会におきまして、「火山災害時における相互応援に関する協定」が、懇談会を構成する関係7市町との間で締結されたところでございます。

この協定は、蔵王、吾妻、安達太良山の火山噴火などの災害に対しまして、市町村間の早期支援を可能とすることを目的とするものでございまして、近隣市町とともにさまざまな連携を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、「活力ある町政の実現」について申し上げます。

まず、道の駅の開業について申し上げます。

去る4月27日に竣工式を行いました「道の駅国見あつかしの郷」は、5月3日にグランドオープンをいたしましたところでございます。

この間、国、県の関係機関や議会をはじめとする町内外の皆様からのご支援とご協

力をいただき、無事に開業の日を迎えられましたことを改めて感謝申し上げる次第でございます。

おかげさまで開業11日目となる5月13日には来場者10万人を達成し、6月11日は来場者が30万人を達成するなど、想定を超えるご来場をいただいております。特に、宮城・仙南圏域からの来場者が5割近くを占めているところでございました。

今後とも、国見町が持つ立地の特性を活かし、道の駅を核とし、町内における交流にも十分意を配し集客に努めますとともに、道の駅を核としましたさらなる交流人口の拡大に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

次に、風評対策事業について実施しておりますモニターツアー「くにみしゅらん」について申し上げます。

今年度の第1回目のツアーは5月26日から27日に開催されまして、道の駅が開業したことから、初めて宿泊を含めた国見町で完結するツアーとなったところでございます。

次に、1月に開館いたしました「あつかし歴史館」の状況について申し上げます。

「あつかし歴史館」は、オープン後、5カ月間で約1900人の来館者を数え、4月末には大木戸地区の皆様と約100匹のこいのぼりを掲揚したほか、こどもの日には「端午の節句を祝うこいのぼりと手作りワークショップ」を地区の皆様と共同で開催いたしましたところでございます。

なお、「あつかし歴史館」につきましても、道の駅開業の効果とあわせ、町内の回遊ルートとして今後につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、国見ルネサンス2017ふるさと祭について申し上げます。

去る6月4日、「ずっと好きです国見町」をテーマに開催いたしました「ふるさと祭」につきましても、関係団体の皆様のご協力のもと、町内で活躍される各種団体の出演をいただいたほか、国見町を応援する応援大使の方々から心温まるメッセージをいただいたところでございます。

また、平松愛理さんを招いて、場内が一体となったステージを開催したところでございます。フィナーレでは、参加者の皆様とともに「ふるさと」を合唱し、「ふるさと国見町」への想いをともにし、復興への思いを新たにいたしましたところでございます。

次に、「まちづくり事業」について申し上げます。

本年度の「まちづくり事業」につきましても、4月に開催いたしました「まちづくり推進協議会」におきましてご了承をいただき、「義経まつり」を中心に、「あつかし山ビックツリー」、「フォトコンテスト」などのさまざまな事業を実施していくこととしたところでございます。

なお、「義経まつり」は、先般開催されました実行委員会におきまして、9月23日の開催と組織体制が決定され、具体的な内容の検討と準備作業に入ったところでございます。

続きまして、「思いやりのある町政の実現」について申し上げます。

まず、認知症初期集中支援チームの設置について申し上げます。

認知症初期集中支援チームは、認知症の方を早期に発見し対応することで重症化を予防するために、専門の医師や看護師がチームとなって集中的な支援を行うものでございまして、4月から公立藤田総合病院に委託をして設置をいたしたところでございます。

次に、子育て支援事業について申し上げます。

「道の駅国見あつかしの郷」構内に開設いたしました子ども木育広場「つながる～む」につきましては、地域の子育て支援機能の充実を図り、「屋内遊び場くにみもたん広場」と連携をし、「子どもたちの安心安全な遊び場」、「親子の交流の場」としまして運営してまいりたいと考えておるところでございます。

また、昨年度に引き続き、親子が触れ合う場としまして「くにみキッズフェスティバル」を、7月2日に観月台文化センターにおいて開催予定をいたしておるところでございます。

次に、「朝ごはんを食べよう大作戦」について申し上げます。

6月17日に「道の駅国見あつかしの郷」におきまして、「朝ごはんを食べよう大作戦」としまして、かんたん朝ごはんの試食会を開催いたしたところでございます。

これは、国見町食育推進計画を受けまして、今月の食育月間に合わせ開催したものでございます。食生活改善推進員の方々のご協力により地元野菜を使った「ごぼうごはん」とピクルスを大勢の道の駅来場者に振る舞い、朝食摂取についての啓発を行ったものでございます。

最後に、「国見町の継続的な維持発展」に向けた取り組みについて申し上げます。

まず、インターネット公売について申し上げます。

平成29年度第1回のインターネット公売は、5月9日から11日まで実施いたしたところでございまして、今後も町税の回収に向け継続的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、マイナンバー制度について申し上げます。

個人番号カードの交付状況は、5月25日現在で地方公共団体情報システム機構から町に送付されたカードは1,002枚で、町から本人に交付したカードは931枚となっております。

次に、「域学連携事業」について申し上げます。

福島大学とは、昨年度に引き続き「集落活性化事業」や「歴史を活かしたまちづくり」の分野での取り組みを始めたところであり、今後新たに農業に関する分野についても取り組む予定といたしてございます。また、桜の聖母短期大学とは、「食育」と「未来づくり」に関する分野において取り組みを進めているところでございます。

次に、「まち・ひと・しごと創生事業」について申し上げます。

今年度の事業につきましては、5月末に地方創生推進交付金の内示を受けまして、「地域プロモーション事業」や「農業ビジネス訓練所関係ソフト事業」、地域公共交通でございまして「デマンドタクシーの利用拡大推進事業」に取り組むこととし、現在

その準備を進めてございまして、関連する予算につきまして本定例会に上程をいたしておるところでございます。

次に、貝田地区などの圃場整備事業について申し上げます。

去る4月28日に安全祈願祭を行いまして、5月の連休明けから区画整理工事に着手し、順調に工事が進捗しているところでございます。

次に、農業委員会関係について申し上げます。

任期満了を迎えることとなります農業委員につきましては、今回の改選から法改正に伴う新たな農業委員を選出することとなるために、広く公募を行いまして、農業委員候補者評価委員会で候補者の選考を行ったところでございます。

次に、平成25年3月の統合の合意以降、配水管整備などを進めてまいりました泉田・泉田下簡易水道の給水区域は、4月1日をもちまして上水道へ統合を完了したところでございます。水道未普及区域でございました新田地区につきましても、3月31日より給水を開始いたしましたところでございます。

次に、学校教育について申し上げます。

今年度は、くにみ幼稚園139名、国見小学校391名、県北中学校243名でスタートいたしましたところでございます。

また、国見小学校の校庭改修工事につきましては、4月に落成式を行い、5月には改修後初めての運動会が開催され、新しくなった校庭で児童の皆さんが元気に活動しているところでございます。

次に、国見学園コミュニティスクール委員会の開催について申し上げます。

この委員会におきましては、くにみ幼稚園、国見小学校、県北中学校の運営の基本方針の承認をいただいたところでございます。

また、昨年4月に施行いたしました「国見町子どものいじめ防止条約」に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、中学生から「いじめ0」宣言による取り組み提案がなされたところでございます。

次に、「地域学校協働本部事業」について申し上げます。

この事業は、子どもの学習環境を地域とともに構築する放課後や休日の学習活動を支援するものでございまして、運営を行うコーディネーターや学習指導者などを配置しまして、子どもの学習相談や学習課題に対応できる学習室を開設するものでございます。

5月連休明けから、国見小学校体育館及び観月台文化センターにおいて開設をいたしまして、小学生児童につきましては1回あたり約30名、それから中高生の利用者は平均18名となっておりますところでございます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げた各議案などについて、その概要を申し上げます。

報告第3号「繰越明許費の報告について」と報告第4号「町が出資している法人の経営状況について」の2件につきましては、地方自治法並びに地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告をするものでございます。

承認第1号「専決処分承認を求めることについて」につきましては、地方自治法並びに地方自治法施行令の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

議案第29号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に合わせて、条例の改正を行うものでございます。

議案第30号「国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、町内会長を行政連絡員に文言の改正を行いますとともに、固定資産評価審査委員会委員と文化財保護審議会委員に弁護士並びに大学教授などを加えるものでございます。

議案第31号「国見町税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第32号「国見町税特別措置条例の一部を改正する条例」につきましては、課税免除などの運用期間を1年間延長するものでございます。

議案第33号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、福島第1原発事故による避難者に対する減免の期間を1年間延長するものでございます。

議案第34号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、国の税制改正による改正を行うものでございます。

議案第35号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、北古館団地の取り壊しに伴い戸数を改正するものでございます。

議案第36号「町道路線の廃止について」につきましては、橋梁の撤去に伴い、1路線を廃止するものでございます。

議案第37号「平成29年度国見町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1587万7000円を追加し、予算の総額をそれぞれ59億2708万9000円とするものでございます。

議案第38号「平成29年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、国民健康保険税の算定結果などにより、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116万3000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億5675万3000円とするものでございます。

以上、本定例会に提出をいたしました各議案につきまして、一括提案の理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、計数等につきましては、審議に先立ちまして関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

なお、任期満了に伴います国見町監査委員と農業委員の選任の同意につきまして、追加議案を予定してございますので、ご報告を申し上げます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇
◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本日のこれからの日程ですが、11時10分より委員会室において議案調査会を行います。その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側でそれぞれ開催いたします。

あすは午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時58分）

第 2 目

平成29年第2回国見町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年6月21日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	佐藤克成君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	菊地弘美君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員 長	高橋幸子君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。暑い方は上着を脱いで臨まれても結構ですのでよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

農業委員会会長より本定例会を欠席する旨届け出がありましたのでご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、5番佐藤定男君。

（5番佐藤定男君 登壇）

5番（佐藤定男君） 通告に基づきまして質問させていただきます。

最初に、来庁者に対するアンケートについて質問いたします。

町では、平成29年2月14日から平成29年3月13日までの間、来庁者に対しましてアンケートを実施しております。アンケートの概要、結果等について質問いたします。

私は、過去に3回、行政サービス及び窓口応対等について一般質問で取り上げております。その中で、CS、お客様満足度向上委員会の設置や窓口アンケートの実施によりさらなる行政サービスの向上に努めるべきであると申し上げてまいりました。

今回のこのようなアンケートは今まで実施されていなかったと思っておりますけれども、アンケート実施に至る背景、目的についてお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えいたします。

今回の来庁者アンケート実施に至る背景及び目的とのお質しでございますが、このアンケートは、役場庁舎及び観月台文化センターの各窓口に来られた町民の方により良い窓口サービスを提供させていただくため、来庁された方のニーズを把握し、あわ

せて職員の接遇、対応などの町民サービス向上を図ることを目的といたしまして実施したものであります。

さらには、新庁舎に移りましてから約2年が経過したこともありまして、改めて来庁者の皆様のご意見をお伺いしたものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） アンケートの結果につきましては町のホームページにも記載されております。ここで改めてどのように受け止めているかお聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

まず、最も重要と考えております職員の接遇につきましては、「とても親切で丁寧に対応してもらった」とか、「とても説明がわかりやすかった」など、9割を超える方からは満足をいただいております。職員の意識の向上が見られたと考えております。

また、役場庁舎の環境につきましては、「きれいな職場だと思った」とか、「エレベーターがわかりやすく、案内してもらった」などさまざまなご意見をいただいたところであります。これら役場庁舎の環境についてのわかりづらい等のご意見に対しましては、職員の丁寧な案内や案内板の工夫など、改善できるものから対応してきたところであります。今後とも町民目線に立った皆様にとって親切で役に立つ役場を目指してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） アンケート以外にも、自由な意見の記入欄もあったかと思えますけれども、ご指摘、ご意見につきまして、対策をおとりになったものは何かありますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

アンケートのその他でさまざまな意見がありましたけれども、内容的には町民の皆さんからの職員に対する親切で丁寧だという内容が、今も話しましたとおり、9割を超えている状態なので、この件に関しましては、これにおごることなく、職員がこれからも一層丁寧なサービスに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） アンケートの結果は、「よく対応ができています」という回答が9割以上あったということなのですが、結果は結果といたしまして、役場としてはこの満足度の度合いが何割、あるいは90点以上で一応合格とするとか、そういう合格ラインみたいなものは何かお考えでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

役場としての合格ラインということでございますが、特にそれは私はないと思います。さらなる、町民の皆さんが満足できる窓口サービス、接遇などが今後も継続し、さらにまた職員としての自覚も必要な部分もありますので、その点については今佐藤議員がおっしゃったように、満足の点数はないと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは今の質問に関しまして私からも答弁させてもらってよろしいでしょうか。

私、町長就任以来、とにかく町民主役、あるいは町民の目線、それから町民ファーストといった思いでとにかく町民の皆様方に真心を持って職員として対応するように、さまざまな対応をこれまで行ってきております。

ご案内のように、玄関には総合案内をすぐに設置をさせていただきまして、町民相談室の設置、さらにはいろいろとアンケートのできるようなシステムをトータルとして2回ほど、窓口ということではなくて、町政全般に関する調査なんかもやって、町政にどういう形で生きるのかなど、いろいろと対応してきておるということでございます。

今回は、特に窓口で役場、そして観月台文化センターを中心にやらせていただきまして、9割ぐらいという数字がとりあえず出ております。ただ、これはあくまでも数字だと私、思っております。ここからが私の答弁になろうかと思えますけれども、あくまでも数字でございますので、数字は一つの指標でありますけれども、やはり少なくともパーフェクトをいかに目指せるのかと、ベターでなくてベストをいかに目指せるかが私はやはり町民目線、町民主役という視点では非常に重要ではないかなと思っておりますので、今後はさらにこれにおごることなく、さらにベストを目指して町民主役に行き着くように鋭意、今総務課長も答弁しましたけれども、まさにそのとおりでありまして、私自身もトップとしてそういった思いで今後、しっかりと町民対応、皆さんと連携して、オール国見でこの国見町を前に前に進めていきたい、そんな思いで今後ともやらせていただきたいと思っております。

あと、いろいろと刹那刹那では問題が出るんだろうと思います。そういった折々には当然すぐに対応する、つまり何かの形でまた随時アンケート調査をするとか、さまざまな対応があるかと思えます。スピーディーに対応して町政に風穴があかないように前向きに対応していくということだろうと考えておりますので、今後ともとにかくベストを目指してしっかりと町民主役の町政を目指すべく対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 町政全般に対する調査ということで町長からお話がありましたけれども、平成26年8月実施の町民意識調査によりますと、「役場の窓口や電話などで職員が適切な対応をしているか」という設問に対しまして、「そう思う」が27%、

「どちらかと言えばそう思う」45.5%、計72.7%。それに対しまして、今回の窓口アンケートは先ほど総務課長からも答弁をいただきましたけれども、まず個別的に申し上げますと、「挨拶ができていた」が97.4%、「言葉遣いも丁寧だった」92.6%、「用件に対して満足のいく対応はどうだったか」、「できていた」87.4%、「まあまあできていた」4.3%、合計で91.7%。応対とは別に庁舎関係で、窓口や通路、庁舎周りの整理整頓が「よくできていた」94.3%となっており、全ての項目で90%の方が満足との回答をしております。

合格ラインはどのぐらいを考えているかと私が質問して、特にそれはないということでありました。私も特にそれはないとは思いますが、同じ対応でも人それぞれによって受け止め方が違いますので、100%はあり得ないと考えております。ただ、やはり90%はぜひ維持してほしいという思いを持っております。

平成26年の調査と今回の調査、アンケートの調査方法は郵送と来庁者の違いということもありますけれども、それにしてもこのように満足のいく回答が多かったということは職員の皆様の意識の高さと努力の結果が数字にあらわれているんじゃないかと私も考えております。

今後についても定期的にアンケートを実施する考えでございますか。お聞きします。
議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

今回のアンケート調査では、今佐藤議員がおっしゃったように、職員接遇、庁舎環境など全体的に本当に高い評価をいただいたところであります。今後このアンケート結果を踏まえまして、どのような調査を実施していくのが望ましいかも含めまして、先ほど町長が答弁したとおり、刹那刹那で前向きに検討していくことも含めて必要に応じて検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 私もこういうアンケートはやはり単発ではなくて、継続して実態を常に把握することは大事だと思いますので、定期的なアンケートの実施を望みたいと思います。

次の質問にまいります。

国見町は千年の歴史を持ち貴重な文化財、風物にも恵まれております。平成27年2月には歴史的風致維持向上計画いわゆる歴史まちづくり計画が国の認定を受けて、計画に沿った活動が期待されております。

また、町民待望の道の駅国見あつかしの郷がオープンいたしまして、国見の魅力を発信していくことがますます重要になってきていると思います。

国見の魅力を町民がしっかりと認識するための施策について質問いたします。

まず、国見の文化財や歴史の理解を深めるためにさまざまな施策があると思いますが、現状の施策の内容についてお聞きします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

国見町ではただいま佐藤議員からご指摘がありましたように平成27年2月に歴史まちづくり計画が国の認定を受けまして、10年間の計画期間の中でさまざまな歴史を活かしたまちづくりを進めていくことといたしておるところでございます。

お質しの文化財あるいは歴史の理解を深めるための現状の取り組みについてでございますけれども、私は大きく3つぐらいに施策展開が分けられるのかなと考えております。

まず1つ目は、有形無形にかかわらず、歴史的な遺産を保存、継承するために調査や記録をしっかりとすることだろうと思っております。例えば現在やっておりますのが阿津賀志山防塁の全容解明に向けた発掘、それから国見石や石蔵の調査、あるいは旧村社で今も伝えられているさまざまな祭礼や行事、内谷の太々神楽の伝承プロジェクトなんかもその一つでございますし、さらには食文化や生活文化をしっかりと調査、記録をして保存、継承することが1つ施策として現在やっておる中身かなと思っております。

それから2つ目には、国見にあるさまざまな歴史的な「たからもの」の魅力を町内外の多くの方に発信をすることだろうと思っております。例えばの施策で申し上げますと、阿津賀志山防塁、奥山家住宅、旧小坂村の産業組合石蔵などの歴史資源の概要の作成、発信、それから石工フェスティバル、奥山家でのアフタヌーンティーパーティーなどのイベント、鹿島神社例大祭や太々神楽のPR動画、冊子の作成、子どもたちへの歴史読本の作成など、伝承、発信のための取り組みが2つ目にあるかなと考えております。

それから3つ目には、国見にある歴史的な遺産、資源を活用していくことだろうと思っております。それがまさに保存、継承につながるということだろうと考えておりまして、例えば国見にしかない「たからもの」であります「歴史と食や農業」などをリンクさせた「観光」「交流」、今は観光が中心になるんだろうと思っておりますけれどもその例だろうと思っております。

ただいま佐藤議員からお話がありましたように道の駅国見あつかしの郷がグランドオープンしました。それから、あつかし歴史館もオープンしましたことから、昨年度作成しました「じゃらん」、「食卓図鑑」、「農物語」などなどさまざまなものがございますので、それらを「道の駅・あつかし歴史館—歴史資源—食や農業」など、体験、回遊できるような観光ルートの設定に取り組むことなどがあるものと考えておりまして、ただいま申し上げましたように、3つのジャンルで施策の展開を現在図っておる状況でございます。

今後とも、当然、歴史まちづくり計画に出されておりますので、その具体化や、佐藤議員お質しの国見町の文化財、歴史の理解を深めるためのさまざまな施策に取り組むと同時に、特に道の駅国見あつかしの郷には現在、1日平均七、八千の方が来ておりますので、そういった方々をベースにした観光交流の拡大が今後やはり即座的にやっていく必要性のあるものかなと思っておりますので、その辺あたりに今後鋭意

取り組んで、国見町の活性化につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいま町長から答弁をいただきまして、3つの視点、遺産の継承、記録をしていく、「たからもの」の魅力を町内外に発信していく、そしてまた、遺産を活用していくというお話でございました。

確かに、こちらは大変重要なことだと思っております。

そしてここでちょっと視点を変えまして、ひとつお話ししたいと思うんですが、群馬県の「上毛かるた」という有名なかるたがあります。戦後間もなく作成されまして、今では小学生を中心にかるた大会が開催され、県の大きなイベントとなっております。

これは人物、地理、風物など幅広く読まれて、かるたを通じて歴史、文化が伝えられております。

我が町もこのような観点から「国見かるた」を作成し、かるたを通じて小学生の段階から国見の魅力を学んでいくことは郷土への愛着、誇りにつながっていくのではないかと考えます。「国見かるた」の作成についての所見を伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

「上毛かるた」を例にしてご提案をいただきましてまことにありがとうございます。

現在、「上毛かるた」のように、地域の情報発信あるいは歴史や文化を知るために作成されるかるたを「地域かるた」と言っているようでございますが、全国に500種類以上あると言われております。

戦後誕生しました「上毛かるた」につきましては、佐藤議員のご指摘のように、群馬県内の名勝、旧跡、観光地、地理、歴史、人物など、さまざまな分野を題材にして小・中学校での教材としても活用され、さらにルールを定めて競技会を開催するという事で、ゲーム性を高めたことから群馬県民に広く浸透していったと聞いております。

国見町においての国見かるたの取り組みということでございますがすぐに上毛かるたのような取り組みを行うことは難しいのかなとは考えますが、歴史を活かしたまちづくりの中で少しずつ地域かるたの作成ができれば子どもたちにとっても楽しい取り組みになるものと考えますので、少し検討させていただきたいと考えてございます。

なお、国見町にも藤田の内池和子さん親子が作成した「国見の民話かるた」、さらには桜の聖母短期大学の学生が国見をフィールドワークして食育を目的として作り出した「国見食育かるた」がございまして、学童保育の場やフードフェスタなどイベントなどでの啓発で活用されている実績もございましてお伝えをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 地域かるたという形で今後考えていきたいというお話でありました。

以前の町民意識調査の話なのですけれども、同じく平成26年8月の調査の中で、「町の歴史や文化財について学習したり訪れたりする機会があったか」という質問がありまして、「機会があった」というのは8.9%ですね。「少なからず機会があった」が14.8%で、合わせまして約23%。「機会がなかった」というのが44.1%という数字でありました。「興味がない」のが21%ありました。当時と今は町の状況もかなり変わっておりまして、この数字が今もそのままではないと思えますけれども、先ほどからお話ありました魅力を発信するために、そしてやはり子どもときの体験、学びが大人になっても記憶に残っていくのではないかと考えております。ぜひこの地域かるたを町としても長期的展望に立ちましてお考えいただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、1番松浦和子君。

（1番松浦和子君 登壇）

1番（松浦和子君） 平成29年度第2回定例会において、さきに通告いたしました内容について質問いたします。

平成24年4月に町体育協会パークゴルフ部が創部されました。創部から1年ほど経過したころに、当時のパークゴルフ部会長より、町に対してパークゴルフ場の建設要望がございました。町の愛好者は練習に相馬市や福島市、梁川町と遠くまで出かけている状況であることも要望の理由の一つでしたが、全国的な競技人口の増加、高齢者の健康維持、医療費の経費削減、来町者増等のしっかりとした視点、根拠に基づいての要望でした。当時、私も体育協会の会長としてパークゴルフ部の皆さんの要望をお伝えし、町側の考えをお伺いいたしました。町も真摯に受け止めてくださいますので、大変ありがたいことと思っております。

当時の話といたしましては、今は役場庁舎の建設、道の駅の建設と大きな事業がありますので、すぐにはいきませんが、道の駅がオープンしたら前向きに検討いたしますの言葉をいただいております。

要望から4年近い時間が経過いたしましたので、今後どのように進めていっていただけるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えを申し上げます。

パークゴルフは、今ご指摘のように気楽に親しめるスポーツとしまして、高齢者の方を中心に愛好者が増えており、国見町におきましても平成24年にパークゴルフ協会が設立されたと聞いてございます。またパークゴルフ協会からは、ゴルフ場建設の要望を受けまして、その検討を担当課に指示をいたしまして、これまで数は少ないですが、2回ほど有識者ということで、松浦議員もたしかお入りになっているかと思えますけれども、検討会を開催しまして検討を行ってきておるところでございます。

ご承知のように、このパークゴルフ場の建設にあたりましては、町民ニーズや近隣施設の利用状況、あるいは施設の規模などを含めて、総合的に検討していく必要性が

あるんだろうと思っております。

また、用地は用地として確保して、クラブハウスなどの附帯施設も必要になるということで、具体的な整備については相当の費用が当然見込まれると。町としましてはこの経費の軽減にどのように対応するかは非常に重要な課題でございまして、そのためにはやはり、国・県などからの補助等の対応、それから私は、未利用となっている町有地や既存施設の活用、検討なども含めて多方面に検討していくことが必要不可欠ではないのかと考えております。

ただいづれにいたしましても、高齢者の健康の維持、交流の促進などさまざまな面でパークゴルフ場は運動的な視点で必要性が高いと認識をいたしておりますので、今後、有識者による検討会での議論、これまで2回しかやっておりませんので、もう少しスピーディーにやっていただいて、その議論を踏まえて、またただいま申し上げました財源の問題や町有地の問題などを総合的に勘案しながら、その建設に向けた調査、検討をなるべく早い機会に整備できるように、私自身も鋭意事務方に指示をして、対応していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくご指導をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） ただいまの町長の答弁、大変ありがたく、パークゴルフ部の皆さんにとっては本当に感無量の答弁をいただいたと思っております。スピーディー化という言葉を町長からいただきましたけれども、皆さん、一日も早い決定を待っておりますので、どうぞそこのところをご理解いただきまして本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

道の駅国見あつかしの郷がオープンいたしまして、連日大変多くの方たちがお見えになってござっております。町内の方たちよりも県外、県内、町外の方たちが大変多い状況です。そういった交流人口から見ましても、本当に皆さん一日も早い着工を望んでおられると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

私は議員として皆様に議会に送っていただいて以来、一般質問において女性の働き方等について質問し、答弁をいただいてまいりました。能力の高い女性職員が多く、庁舎内の雰囲気、対応について、以前と比較しても町民の皆様からの信頼と高い評価をいただいておりますが、残念なことに全体を見た場合、私がこれから質問いたします残業に関しては町民の批判が相変わらず根強くあります。

町の働き方改革で、多くの町民が期待していることは、ほかでもない、残業の見直しです。震災から6年3カ月が経過、震災後の仮庁舎の大変な中での業務を考えればいたし方のないところでしたが、現在は県内外から多くの関係者が視察に来庁される立派な庁舎での業務になりました。しかし、夜の9時過ぎまで、また、水曜日のノー残業デーも相変わらず明かりが付き、休日出勤も多く見受けられます。残業と休日出勤の申請方法と申請された内容の確認と、許可等の管理体制はどのように行われてい

るのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

ご承知のとおり、職員の超過勤務につきましては、所属長による超過勤務命令によって実施しております。職員は、超過勤務が必要な場合は、事前に所属長に申し出を行い、所属長はそれぞれの勤務状況を把握する一方で、職員が財務システムの超過勤務申請を入力することになっております。

また、超過勤務終了後については、職員はその実績を財務システムに入力することになっており、所属長が改めて業務内容を確認することとなっております。

なお、超過勤務を行う職員がいる場合は、平日の場合であれば午後5時までに総務課長に報告を行うことにはなっております。この報告については、休日における勤務の場合同様でありまして、例えば各種イベント等で土曜、日曜等に出勤する場合、事前に課内において打ち合わせ等を行いまして、準備等に必要の時間を見込んだ上で所属長が超過勤務命令を行っております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） システムでの申請と許可ということのようですが、職員一人一人の一日の業務日報などの提出はされているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

業務日報というお質してございますが、特にそれはございません。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 日報といたしましたので、ちょっと勘違いされたかもしれませんが、例えばシステムでもそうですが、その一日、朝就業開始から終わりまでどのような業務をしたのかという報告です。それはされているのでしょうか。そういうことをしっかりとした上で残業を許可されているのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） お答えいたします。

通常業務に限りましては管理職がその業務を管理しておるということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 6月18日付新聞に日本世論調査会が18歳以上の男女3,000人に行った働き方に対する世論調査の結果が掲載されておりました。1,727人からの回答がありました。調査は政府が長時間労働の解消に向け、残業時間の上限を1カ月あたり100時間未満とする規制の業務を決めたことによるものです。この政府の方針に何と残業規制の賛成が76%、さらに上限時間を100時間とする政府方針には45%がもっと短くすべきと回答しております。

働き方改革という言葉が頻繁にマスコミの間で話題になったころ、大企業のトップが社員の残業に対し長時間労働で病気になられるより福利厚生費にお金をかけたほうが良いとインタビューに答えておられました。全くそのとおりであると思います。民間の大企業のトップの言葉です。太田町長におかれましても職員への思いは同じであり、それ以上の思いで町長ご就任以来毎日各課を回って職員と顔を合わせることに努めておられるのではないかと私なりに受け止めているところです。最近には特に任期付職員の採用が多く、嘱託職員、臨時職員の皆さんも頑張っておられます。しかし、一向に退庁時間が変わらないのはどういうことでしょうか。職員の健康管理の観点から見直す必要があるのではないのでしょうか。

就業時間内に業務を終わらせるには、効率の高いスピード感を持った業務を遂行するには、どこをどのように改善すべきか、バランスのとれた業務分担はなされているのか、無駄な作業はないか等々、「町民から信頼される職員」とは何かを職場でしっかり話し合いをしていただきたいと思いますが、定時退庁に向けた取り組みを含めた改革を実現できるか、つまりやる気があるかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） お答えをいたします。

「町民から信頼される職員」として、効率の高いスピード感を持った業務を遂行するにあたりましては、職場での話し合いや検討、改善が必要だとのことご提案ですが、全く私も同感であります。私自身、決裁文書については各課に足を運び、職員への声かけを行っているところであります。このことは、時間の効率化を図るだけでなく、職員の表情を見ることで机上の判断だけでなく、直接的なコミュニケーションによって業務の成否が図られるものと考えております。

また、人事評価の実施にあたっては、目標管理の手法を導入し、取り組むべき課題を明確化することで改善点をともに洗い出すことを進めているところであります。

さらに業務改善に向けた取り組みにつきましては、総務課長とともに各課長からのヒアリングを通して全ての課の取り組み状況を確認しているほか、状況に応じて復旧・復興の促進のために必要な人材については任期付職員の採用や臨時嘱託職員の採用によって機動的に確保してきたところであります。

また、本年度も引き続き県より職員の派遣を受け、新しい風を職場に吹き込みつつ、将来を見据えて優秀な職員を県や道の駅に研修派遣しているところであります。

このようにさまざまな視点を持った職員が互いに切磋琢磨することで将来の役場組織の基盤づくりを行う時期は今をおいてはないと考えております。

これまで推進してまいりました住宅除染の早期完了、役場庁舎の建設、道の駅の建設は正職員のみならず任期付職員や臨時嘱託職員の総力を結集した、まさにオール役場で臨んだ成果であります。町長におかれましては本年の新年の職員訓示において、山本五十六元帥の「やってみせ 言ってみせ 聞かせて させてみせ ほめてやらねば人は動かぬ」という言葉を引いて職場における対話の重要性を説かれたところであります。

私といたしましては、町長の意を体して、業務の推進にあたってきたところであり

ます。

いずれにいたしましても、大変厳しい状況ではありますが、日々発生する新たな課題解決はここに並ぶ管理職をベースにオール役場で改革改善を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 大変すばらしい答弁をいただきましてありがとうございます。この機会を逃さずに、ぜひ未来の国見町に向けて職員一丸となってオール役場、オール国見で前進していただきたいと思っております。

いろいろ厳しいことを質問させていただきましたが、以前、人生の先輩からこんな言葉を伺いました。「役場は皆さんの役に立つ場所である」良い言葉ではないですか。役に立つ場所で町民の暮らしを守るお仕事をいただいている皆さんは私たち町民にとっても宝の人材です。その皆さんが長時間勤務で病気になったら役場だけのことでなく、町民にとっても大変悲しいことです。どうぞ、職員全員でできる改革に積極的に取り組んでくださいますようお願いしております。

以上で、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、11番浅野富男君。

（11番浅野富男君 登壇）

11 番（浅野富男君） 通告に従いまして一般質問を行います。

国保と地域医療について通告をしているところであります。

住民の健康を維持することに欠かせないのは、医療機関の存在といつでも心配することなく医療を受けることができる医療保険制度にあります。一般質問では何度か取り上げましたけれども、これまでは市町村が保険者だった国民健康保険が都道府県に移行されるのは来年4月からとなりました。また地域医療構想が都道府県によって進められようとしております。これらの計画は全体として経費の削減や医療費の抑制へつなげようとするものでありまして、抑制された分は住民の負担となるのではないかと危惧しているところであります。

繰り返しになりますが、これまでは市町村単位で行われてきました国民健康保険事業は、来年度から県単位の医療保険としてスタートすることになります。しかし県が保険者となったとしても、県が行う事務としては保険財政の管理だけになります。保険制度を運営するために必要な保険税の徴収や医療費の給付は市町村の仕事として残ることになります。直接住民と接触して健康を守るということにおいてはそのまま残ることになります。

私は町民の健康状態について最も的確につかむことができるのは市町村であると思っております。そしてこのことは最も大変なことでもあり重要なことであると考えております。

住民福祉の向上に努めなければならない自治体としてはこうした制度のもとで重荷を負わされるようなことにもなるのではないかと心配しておりますけれども、こ

うしたことでの県や国への働きかけなどは必要なことと思いますがいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 1 1 番浅野富男議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず今回の国民健康保険制度の改正でございますが、これは今議員お質しのように、平成30年4月から県が財政運営の責任主体としまして中心的な役割を担うという形になります。町は資格管理とか保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き継承していくということだろうと思っております。

その最後の保健事業とか地域に密着してどうするんだという部分は非常に大切なので、ここがやっぱり離してはいけないんでないのかなということ、継続をされる状況になるものと認識をいたしております。

問題は、今お質しの、今回の改正によっていろいろと負担の増、いわゆる町民や役場職員も含めてなのですが、いろいろな面での負担の増加になるのではないかと、一部分が非常に大切なのかなと思っております。

現在、その算定基礎となる納付金とかあるいは標準保険料率、この辺が非常に重要でございますから、現在県において試算が行われておいて、これまで私ども幾度となく国見町に見合う医療水準、納付金になるように国・県へ強く強く要望などはしております。また国民健康保険の財政運営は市町村から県にかわりますけれども、被保険者の皆さんに対する窓口のサービスなどはそのまま継続していくという形でございますので、そのあたりをいかにうまく流すのかと、いい意味で対応していくのかというあたりが非常に重要な部分と改めて今感じております。

また、ご心配をいただいております職員の事務的な部分などについては、これは国・県の補助の事務とかあるいは社会保険支払基金の交付金の事務などは県がやるようになりますので、事務的にはむしろ役場職員は若干軽減される状況になるのかと思っております。

なお、今後の国保の運営方針でございますが、現在県のワーキンググループ、それから国保運営協議会で検討が行われておいて、今年度12月ごろに正式決定の運びと聞いております。

私ども町としましては、これらの検討結果を十分注視していくということは当然であります。これまで住民負担の増にならないようにとかそういったことは申し上げてきておりますけれども、今後もやはり継続的にこの辺のスタンスは崩さないで、今の国見町の税率がなるべく維持できるように、関係機関に働きかけをしまいたいと思っております。トータル窓口は県の保健福祉部になろうかと思っておりますので、議会明け早々にも、また改めて県に行って、部長等とお会いしてその趣旨をさらに強く要請はしまいたいと考えております。とにかく医療水準に見合ったような税率になるように、あるいは住民に対するサービスが低下しないように、そういったことを含めてしっかりと要請なども改めてしてしまいたいと考えておりますので、今後と

もよろしくご指導をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 自治体の職員は若干仕事が軽くなるといいますか、私が心配したようなことにはならないという答弁でありました。また今後も県に対して要請していくというお話でありました。

まずなぜ都道府県単位で運営されるようになったのかということでも少しお話をさせていただきます。

広域化することで保険税が少しでも安くなり、いつでも安心してかかる医療保険を目標とするのであれば、大いに歓迎するところでもありますけれども、医療費の抑制につながるのではないかと心配するところがあります。

保険税は今、低所得者層の場合、所得の20%過ぎまでに膨れ上がっている状況も見られます。家計を圧迫することにもなっておりまして、保険のために苦しむ事態もあることとなります。このことは医療保険制度発足当時と比べて国からの財源が減らされて今日に至っていることがより住民負担を大きくしているものとなります。

医療保険制度とは言いましても、社会保障制度としての位置づけで行われていることであり、運営にあたっては軸をここに置く必要があるのではないかと思います。だからこそ、市町村は税負担の軽減措置にもこれまでそれぞれ取り組んできたところと思っております。

これまで行ってきました市町村独自の税の軽減措置について、現在の県の姿勢はどんなことになっているのでしょうか、再質問いたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

今後の国保改革にあたりまして、国保税の軽減についてどのような方向になっているかのお質しでございますが、国保税の軽減につきましては、低所得者に対する軽減措置といたしまして、現在も7割、5割、2割の軽減が行われており、被保険者の約半数の方が軽減されている状況でございます。

さらに病気や災害などで生活が著しく困難になった場合には、申請により減免する制度もございます。いずれも国保改革後も同様に対応する予定となっておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） これまでの措置はそのまま市町村の判断でできるということだと思います。

続きまして、納付金についてお尋ねいたします。

県はこれまで市町村が行ってまいりましたように、国保事業に必要なとされる県全体の金額を求めることとなります。そして、都道府県は国保事業に必要な費用を市町村に納付金として割り当てることとなります。この納付金は完納が義務づけられることに

なります。どのような計画で臨んでいるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

納付金につきましては、県が県全体の納付金額を算定しまして、市町村ごとの被保険者数、世帯数による応益割と所得水準による応能割で案分をしまして、さらに医療費水準を反映して市町村ごとの納付金の額や標準保険料率を算出することになります。

県から示された納付金に対しまして、町は標準保険料率を参考に、保険税の税率を算定し、国保税条例の議決を受けまして賦課徴収を行います。

議員お質しの、もし収納率が下がって納付金が集められず、不足した場合はどう対応するのかとのことですが、現在の保険給付費準備基金、これは財政調整基金に名称を変更する予定ですが、まずは不足分をこの町の基金から補填して県に納付することになります。また基金がない場合は、県の財政安定化基金から借り入れて補填をいたしますが、将来の返済が伴いますので、そうならないようにこれまでと同様に公平で適正な収納に努めていかなければならないと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 不足する分については基金で賄うというのが当面の方針ということでありませうけれども、この辺について今後どうなるか、いずれ底をつくことになるのではないかと思います。県の指導はこれからということになるのだろうと思います。

そして、各市町村ごとの納付金額が決定されるまではいろんな議論がなされることと思っております。それぞれの実情に基づいて納付金額が決定されることになると思いますが、決定されるまでの経過等については公表される予定があるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

納付金が決まるまでの過程についてですが、これまで県においてワーキンググループでの算定方法の協議と並行して納付金の試算が行われておりまして、これまで28年度の試算が終わったところでございます。

今後、8月ごろに29年度の試算、さらに10月ごろには仮の係数による30年度の試算、さらに12月予定の運営方針の決定を受けまして、確定係数による本算定が行われまして、その結果に基づいて市町村は税率の算定、予算編成を行いまして、3月議会での条例改正に向けて準備を進める予定をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、その金額が決定されるのは10月以降になりますか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

現在、県では試算を進めてございますが、その試算の内容については県では公表する予定をしておりますけれども、その公表については未定になってございます。算定についてはその都度試算の内容については公表すると聞いてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 一番心配される場所なわけなんですけれども、この保険税の滞納についての対応はこれまでより一層大変な事態になるのではないかと考えられます。県はこの納付金の滞納といいますか、未収金になった場合は運営が大変になります。これまで町は次年度に持ち越すという収納の仕方も、徴収の仕方もあったと思うんですけれども、こういったことができなくなるのではないかと考えております。そういう意味ではより厳しい徴収が必要になるのではないかと思いますけれども、その辺についてはどのような考えでいらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

滞納者への対応が今後どうなるかというお質しかと思いますが、国保税の徴収につきましては、国保広域化後も各市町村に任されるものでございます。滞納者への対応はこれまでと同様に対応する予定をしております。まず町民税などと同様の滞納処分、督促や差し押さえを税務課と連携して行うこととなります。また、国保制度の中では滞納6カ月以上となりますと、短期被保険者証の交付などについても同様の対応を今後とも行う予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この滞納者に対する督促ということで徴収をしなくてはならない状況も生まれますけれども、こういったことについては一定の決まりがあると思います。ぜひそうしたことにのっとった形での徴収をお願いしたいと考えております。

この国民健康保険制度は、発足時は自営業と低所得者層で被保険者が構成されております。国の補助がなければ成り立たないような制度で発足をしているわけでありまして。今後とも必要な改善を求めていくことが重要と考えておるところであります。

次の質問にまいります。

今度の改定に合わせまして、保険者努力支援制度が新設されるということでありましてけれども、これについては既に平成23年から前倒しで施行されております。本町の評価はどのようなものになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

まず、保険者努力支援制度についてでございますが、平成30年度の国保改革にあたりまして、各市町村、保険者において医療費の適正化への取り組みや国保が抱える

課題への対応などを、適正で客観的な指標に基づいて保険者として努力を行う自治体に対し、国が支援金を交付するものでございまして、平成28年度から前倒しで実施されてございます。

この指標につきましては、特定健診や特定保健指導の実施状況、ジェネリック後発医療医薬品の使用割合、収納率の向上の状況など、11の指標についてその達成度合いを点数にして評価するものでございまして、国見町ではこのうち9つの指標を達成してございまして、平成28年度の特別調整交付金で142万9000円が交付されたものでございます。

最近公表されました県内の評価でございしますが、59市町村中19位で上位3分の1に位置する評価となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 役場としてかなり貢献しているといいますか、大変な仕事をなされて評価は上位のほうだということで、本当にご苦労さまと申し上げたいと思います。

しかしこの方式はいわゆるトップランナー方式になると思います。各市町村の国保行政を採点いたしまして、調整交付金の獲得競争に駆り立てるような仕組みづくりであると思っております。経費削減や収納率の向上の努力が国によって判定される仕組みとなりますが、医療費の削減や受診の抑制につながるのではないかと考えられます。住民にとってより負担が重くなることにつながるのではないのでしょうか。

私はこのような仕組みはなくすよう声を上げるべきものと思っております。

次の質問にまいりたいと思います。

高齢化のピークとされる2025年に向けまして、地域医療構想という病床機能の再編に向けた計画を都道府県が作成することになっております。福島県は2016年12月に策定をいたしました。このことにより、本町及び公立藤田総合病院はどのようなことになるのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

福島県地域医療構想につきましては、議員お質しのとおり、65歳以上人口がピークを迎える2025年に向けて、県内6地区ごとに病床の機能区分ごとの将来の医療需要や、将来必要とされる病床数などについて昨年12月に策定されました。

この構想の中で、県北地区における病床数、病床機能の課題としましては、急性期病床が多く、慢性期の療養病床が不足している状況にありまして、療養病床への転換を推進することとされております。

これを受けまして、公立藤田総合病院はどのようになるかのお質しでございしますが、藤田総合病院ではこれまで回復期の入院患者に対する地域包括ケア病棟を設置するなど、先進的に取り組んでいるところでございます。

今回の地域医療構想を受けた具体的な病床機能の協議につきましては、今後開催さ

れます調整会議で議論がされると聞いておりますので、その協議の行方を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 急性期病床から療養病床に変更していくという内容でありますけれども、いわゆる急性期病院は看護師対患者の比率が高いことも考えられる状況の中でこの計画は療養病床を多くするという事で、経費の削減がある程度目的の中にも入るのかなと考えられますけれども、いずれにいたしましても、我々が病院に行った場合、安心してかかるような体制に今後とも議論を進めていただきたいと思っております。

5番目でありますけれども、国は公立病院改革ガイドラインを公立病院に示しております。経営の効率化、再編・ネットワーク化、そして経営形態の見直しという効率化を主眼としたものであります。必要とされる医療の質、量の確保こそが大事なことであります。これについては全く触れられておりません。

公立藤田総合病院については、自治体病院の役割としての位置づけが重要と考えられますけれども、進めるべき方向性としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

公立病院改革ガイドラインにつきましては、議員お質しのとおり、公立病院の経営にあたって、その効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの視点に立った改革を継続し、地域における良質な医療の確保を目的に国から示され、これに基づき公立病院は改革プランを策定することとされております。

平成19年に前のガイドラインが、平成27年に新ガイドラインが示されまして、改革プランを平成28年度までに策定することが求められております。

公立藤田総合病院に確認いたしましたところ、この新ガイドラインを受けまして、ことし3月に新改革プランを策定しまして、経営の効率化、医師、看護師の確保、人材育成を含めた医療供給体制の充実などを進めているとのことでございます。

いずれにいたしましても、公立藤田総合病院は、地域医療の中核でありまして、公立病院としての重要な役割を担っておりますので、町といたしましても構成市町とともに引き続き病院経営の安定化に向けて支援してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいま答弁の中にもありましたけれども、いわゆる自治体病院の使命といいますか、あり方なのですけれども、地域によって作られました自治体病院の使命は、その地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら、公平、公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持、増進を図り、地域の健全な発展に貢献することというのが自治体病院協議会

自治体病院の倫理綱領の中で規定されております。

自治体病院は、病気を治すだけではなく、保健行政や福祉行政と連携をして医療という専門性を発揮して地域全体の健康度を上げていく重要な役目があることとなります。

医療の質、量ともに整った状況のもとで、いつでも誰でも病気を治せる医療を受けられる環境を作ることが行政の行うことではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

いつでも誰でも病気を治せる環境を作ることが行政の仕事ではないかというお質しでございますが、病気を治せる環境づくり、いわゆる医療体制の確保につきましては、先ほど申し上げましたとおり、引き続き病院の支援をしてみたいと考えておりますし、それよりも、病気にならない環境づくりを町としましては進めていきたいと考えてございます。いわゆる健康づくりの部分に力を入れていきたいと考えておりました、一昨年に策定しました国保データヘルス計画に基づき、特定健診の受診率の向上や高血圧、糖尿病等の重症化予防など、保健事業の一層の充実を図ってみたいと考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 近くに病院があるということは、本当に住民にとって大きな安心になっております。ぜひともこのような環境を生かしたまちづくりを今後とも進めていただくようお願いをいたしまして、質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時25分まで休議いたします。

（午前11時14分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時25分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、6番村上正勝君。

（6番村上正勝君 登壇）

6番（村上正勝君） では、さきに質問通告書に従いまして一般質問に入りたいと思いません。

1番は中尊寺ハス池周辺の整備についてであります。

過去に私が大枝の中尊寺ハス周辺の整備について質問を行い、そのときに歴史まち

づくり計画の中で位置づける答弁をもらいましたが、このことに関連して質問いたします。

現在、中尊寺ハスについては、国見町の観光地として訪れる人が増えてきたと思いますが、ことしは残念なことに柵のようなものが設置され、ハスの近くに立ち入れないような状態になっています。また、のぼりも取り払っているような状態ですが、どういう状況で柵をつけたのか、またのぼりを立てないのか、そのことについて質問いたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） 村上正勝議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の中尊寺ハス池のある下二重堀の地区につきましては、防塁の遺構が良好に保存されており、中尊寺ハスがあることで史実と史跡を時代や空間軸の中で理解、体感ができる貴重な場所であると認識をしております。

しかしながら、町農業振興地域整備計画に定める農用地区域と制約があることから、現在、専門家を交えまして整備基本計画を策定しているところでございます。

ご指摘の柵、バリカーになりますが、所管をします県北農林事務所より一般の駐車場と同様ではないかとの指摘があったことから、中尊寺ハス育成会あるいは地権者の方と協議を重ね、ご理解をいただき、一般の車両が駐車できないよう、育成会と地権者の皆様で設置をしたものと理解をしております。

ただ、車の駐車はできませんが、歩いて行くことには問題がないと考えてございます。

町は、法や条例の規定に従って史跡公園として整備すべく手続を進めているところでございまして、農地法上の制約につきましても、その手続の中で解決をされるものと理解をしております。

また、のぼりが撤去されているのご指摘でございますが、ことしの中尊寺ハスの状況につきましては、開花が遅く、開花の期間も短いということで中尊寺ハス育成会からことしは開花式やイベントとしての講演会等はやらないで、ハス育成の技術的なところに注力をしたいという申し出がございましたので、その関係でのぼり等の設置をしていないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 農地法上の問題なのか、県北農林事務所がそこまでタッチしたのか、私は若干疑問に思うんですが、今、観光地では庭坂でもダリア園だったかな、あとはフルーツラインの直売所などのように季節的な駐車場の設置を認めているのかどうか。相当きつい申し入れが県からあったのか。阿津賀志山防塁と中尊寺ハスは国見町の観光の目玉として1万人から2万人が来ていると。それに水差すような問題でないかということで地元の人随分、この問題はどうなっているのかという話があるんですが、県の担当者が相当堅物なのかどうか私はわかりませんが、今までやっていたのを規制して、観光地に人が来なくなるようになったのでは逆に困るのではないかと、私は思

っています。今後、どういう形で整備をしていくのか、その点を質問します。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

国見町の中尊寺ハスのあります下二重堀地区の部分については、今、お答えをさせていただきましたように、町の農業振興地域整備計画に定める農用地区域になってございます。これがあるということは、農地法上の制約が当然にかかることとなりますので、町といたしましては先ほど答弁をいたしましたように、法や条例の規定に従って史跡公園として整備をすべく手続を進めているということでご理解をいただきたいと考えてございます。

なお、他の例の部分につきましては、私どもの関知をしている部分ではございませんので、何とも申し上げることはできませんが、それぞれ法、条例の規定に基づいて適正に運用をされている、設置をされているということだと思っております。町として下二重堀の地区についてもそのような形で適正な形で整備を行っていききたいということで取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今の答弁で努力していると思うんですが、ただ、ハス池が始まってから前町長から太田町長まで、10年近く経過しますが、今までは問題がなかったのかどうか。問題がいろんな形で大きくなってきたので、この制約を受けたのかどうか。そしてその制約も、町として防塁と中尊寺ハス周辺の整備を計画している関係でこの問題が出てきたのか伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

今ほど話題になっております下二重堀地区の件につきましては、まずはその中尊寺ハスの育成があって、その中で観光客も増えてきたということが最初だろうと思っております。通常、事業を行いますためには、法、条例に従ってきちんとした計画づくり、さらには法に定めます手続にのっとって行うこととなりますが、今回の、当初の下二重堀での中尊寺ハスの育成についてはハスの育成だけにとどまらず現況の農地としての形を変えてきたということが最初にあるので、まずはそこを是正することが事業を進める上で最初になければならないことと理解をしております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君に申し上げます。一問一答方式ですので、簡潔にお願いをいたします。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） あそこに設置されていた移動式トイレは、バスなどで来てトイレがなくて、近くの民家に駆け込まれるので設置したと思うんですが、限定的に、ハスが咲いている期間だけのそういうトイレの設置が認められるのかどうか、その点も質問します。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

先ほどの柵と同様に、現状の改善ということでご理解をいただければと思います。
なお、その部分が法に合っているかどうかについては県の判断になろうかと考えてございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 県の判断でも農地法上のところで私たちが作業をしているとき、現在は女性の方などはトイレがないとだめだということで、そういう移動トイレは認めています、そういうものとはまた別だと思っています。これは県の、ある程度のそういうのを調べてやっているのかどうか私はわかりませんが、この件はいろんな関係者との協議の面で解決できると思います。今年度の当初予算で阿津賀志山防壘と中尊寺ハス池整備の予算が生まれ、あそこが開発されるという話を周辺の方々から聞いているんですが、あそこが防壘と中尊寺ハス、その間に問題になっているのは、あその農地の中に産業廃棄物のようないろんな資材が置かれているんですが、この点は指摘されているのかどうか、その点、お伺いします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君の質問なのですけれども、一つに絞って質問してください。

6 番（村上正勝君） 通告書には載せておりませんでした、あその環境全体を考えた中で私、質問したんですが、これが農地法上の問題があるなと思っているんですが、以上でこの1番の質問を終えたいと思います。

では、次に、2番の県北流域下水道のグラウンドの砂ぼこり対策について質問いたします。

ことしの春の強風により、グラウンドの砂ぼこりが舞い上がり、周辺のもも畑や川内地区は大変な被害が出ました。これは、いまだかつてないような砂ぼこりで、私たち環境を守る会では、暴風対策としてヒバの設置を県にお願いして今は大きくなって、それにより風の軽減はされたと思ったのですが、ことしのグラウンドの砂ぼこりは周辺の除染が原因だと考えられています。どういう対策を県に要望したのか、その点を質問します。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） お答えいたします。

春先の非常に強かった強風の影響によりまして県北浄化センターのグラウンドから舞い上がった砂ぼこりの被害についてのお質しでございますが、これは、浄化センター場内の除染作業の際に土を入れかえたことによりまして、表面の細かい土の粒子が飛ばされたことによるものと聞き及んでいるところでございます。

この状況につきましては、浄化センターを所管する県北流域下水道建設事務所におきましても、その現場の状況を把握いたしますとともに、流域下水道に接続する構成市町、2市2町でございますが、それぞれにその状況について報告がされているところでございます。

当面の実効性のある対策といたしましては、現在、散水車を待機させまして、直ちに散水作業が行われるような態勢をとっております。散水作業が頻繁に行われているということではございますけれども、町といたしましては、抜本的な対策を浄化センター側に求めているところでございまして、既にその長期的な対策につきまして具体的な検討が始められたところであると聞いているところでございます。

町といたしましては、今後、これから出荷を迎えますモモへの影響、それから地域にお住まいの住民の皆さんへの生活環境への影響が最小限のものとなりますように、構成市町と十分連携した上で引き続き県に対して働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） ただいまの上下水道課長からの答弁であります。これは県北流域下水道でもそういう考えを持っているということで環境を守る会で答弁されたと思うんですが、散水車で当面はできても、それは根本的な解決にはなりません。前の暴風のときは周辺のモモ園に被害がないように、流域下水道周辺にヒバなどの防風林を作ったわけですが、風でグラウンドの砂が飛ぶわけですから、それを今後も根本的に県に要請して、周辺のモモなどに被害があった場合は、補償問題になると思うんですが、その点、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（澁谷康弘君） 根本的な対応とのお質しでございまして、もともとあのグラウンドにつきましては、下水道事業用地でございまして、下水道事業用地を有効に活用するにはということで設置をされたグラウンドであると県から聞いてございます。したがって、一般的なスポーツ施設とは異なり、土壌改良や細かな防風ネットなどの行き届いた維持管理はなかなか行いにくいと考えられるものであります。

しかしながら、現実的にあのかのときの暴風では地元の皆さんに多大なご迷惑をおかけしたということで、県では今後はグラウンドの利用についての検討、具体的に言いますと、大変広いグラウンドでございまして、いわゆる裸地が非常に多いということもございまして、そういったところを一部雑草化といいますか、草を生やしたような状態で土が飛びにくい状態を作ったり、そういったことを今後考えていく、直接的な要因を防ぐことを考えていく必要があるのではないかとというような、今のところの県の考えをお聞きしているところでございます。

今後につきましては、周辺の住民の皆さんはもとより、グラウンドの今までの利用者の皆さんにも配慮をしつつ、その目的に沿った用地の利活用がなされるべきではないかという思いをいたしているところでございます。

今後とも、県には十分、そういった意を含めて働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私からも答弁をさせていただきたいと思います。

まず村上議員には環境を守る会の立場として県北浄化センターの事務所等々にも向いていただいて、さまざまな環境改善に対する要請をされておると伺っておるところでございます、ご支援にまず心から感謝を申し上げさせていただきたいと思うところでございます。

その上で、実は私も、いろいろと折あるごとに事務所の所長に来ていただいて、あるいは県の下水道課で前に会議があった際にもお話を申し上げております。まさに砂ぼこりは特に今後のモモの問題に非常に大きな影響を受けるということで、とにかく抜本的な改善をしなくてはならないという話をかなり強く強くこれまでも申し上げてきております。

ただ、抜本的な改善となりますと、あの砂の上に草木が出るのが一番ベターなことということで、ある程度専門家等々と協議の上、そんな方向づけになっているということでございます。

したがって、それには若干時間かかると。すぐには草木は生えませんから、その辺は若干待つしかないということでありました。例えば、私は防風ネットなどもどうかと言ったんですが、あそこには防風林がありますよね。なかなかこれも厳しいという話もございました。したがって、とにかく常に、スピーディーに対応できる散水車を常駐させると。今までは何かあったときに行って借りてきてやったらしいんですけども、今回は常駐していますので、何かあった際にはすぐに、水をグランドにまいてしまうことが即効的には非常に効果があるんだそうです。たしかにそのとおりなのです。水をまけば当然ほこりが出ないことになりますから、当面はその対応をします。あとは、その抜本的な対策としては草木が生える状況をなるべく早目に作るということで対応したいという話をしておりますが、とりあえず私どもとしましても、とりあえず皆様のモモの問題は非常に重要な課題でございますから、とにかく影響がないように強く強く要請しておりますし、今後ともさらにまた議会でも、環境を守る会の役員でもいらっしゃいます議員からもご質問いただきましたので、さらに強く要請をしまいたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） ただいまの件は、いい答弁をもらいました。今後とも県との協議の中で抜本的な対策をしてもらって、特にこの春先の乾燥した時点で舞い上がったと思うんですが、見たこともないような粉じんでありましたので、今後もそういうことがないように、そして、散水車を常時待機させるということですが、当面の対応と、抜本的な解決をお願いしたいと思います。

では、私の質問は以上で終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 平成29年第2回定例会にあたり質問させていただきます。

さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、有害鳥獣対策のための協議会設立とその後の対策状況についてであります。

昨年6月定例議会におきまして、有害鳥獣対策として協議会を設営すべきではとの質問をさせていただきました。そのときの答弁では、協議会設立に向けて関係機関とネットワークづくりを早い時期に対応していくとのことでしたが、その後の設立状況についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えを申し上げます。

有害鳥獣対策のための協議会の設立状況についてのご質問でございますけれども、これはなるべくスピーディーにということで、昨年9月に、野生鳥獣の被害防止対策に関する関係機関と関係団体等が連携し、野生鳥獣に対する効果的な被害防止対策のあり方などを検討する場といたしまして、国見町鳥獣被害対策連絡協議会を設立させていただきました。

構成メンバーとしましては、福島県、警察署、消防団、鳥獣被害対策実施隊、農業団体、各地区町内会長の代表、学校長など、関係機関、団体の代表者や職員など18名で組織をいたしました。具体的には鳥獣被害対策の実施状況の説明、ツキノワグマ出没時の連絡体制や対応基準について協議いたしますとともに、野生鳥獣による人的、物的被害の防止に向けて情報を共有しながら連携し、町民の皆様の安全・安心の確保に努めていくとさせていただいたところでございます。

また、今年度でございますけれども、現在、今月中に開催すべく今、各団体と連絡調整中でございます。そこでは当然に国見町の鳥獣被害の現状と課題の共有、緊急時の連絡体制の確認、さらには効果的な被害防止対策などについて検討するとしてございます。

私も町としましては、鳥獣被害の問題は今後の農業振興あるいは安全・安心のまちづくりのために非常に重要な課題だろうと認識をいたしておりますので、設立しました協議会を十分核としながら、鋭意その被害の減少、あるいは安全対策等々にしっかりと今後とも対応してまいりたいと考えております。

ご質問の協議会はそういうことで昨年度9月に設立をいたしておるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長から9月に協議会が設立されたということを知りまして、さらに今年度の対策についても詳しく説明をいただきまして安心しております。

そこで、その上でやはり協議会に参加されている方は、ある程度の内容はわかっていると承知しておりますけれども、協議会に参加されていない方に対しての情報はどのように発信されるのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

協議会に参加されていない方々への情報発信につきましては、先ほどの町長答弁にありましたように、昨年開催いたしました鳥獣被害対策連絡協議会についてはツキノワグマ出没時など、人的被害が懸念される場合の緊急時の連絡体制や情報共有を図るための意見交換を行っておりまして、出席した関係機関、団体内におきましては協議会で議論された内容についての情報は共有されているものと考えておりますが、協議会に出席していない機関や団体の方、また一般町民の方へは連絡協議会を開催したことや会議の内容についてはお知らせしておりません。

今後、町民の方へもお知らせする必要があるものにつきましては積極的に情報を発信していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 危険を招くときばかりではなく、危険を防ぐためにも情報は出すべきであると思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

その上でやはり、有害鳥獣の中ではイノシシでの農作物被害等が発生していると思ひますけれども、現況はどのように把握しているのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

鳥獣被害の把握の方法につきましては、農家の皆さんからの通報や相談によるものとなっております。今年度に入りましてからは、6月15日現在、イノシシやニホンザルによる6件、金額にして約3万円の被害が発生している状況となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいまの課長の答弁では、農作物には被害は出ておるが、地域住民や子どもたちに危険を及ぼすような事例は出ていないと理解してよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

地域住民や子どもたちに危害を及ぼす状況の発生状況というご質問でございますが、現時点では危険を及ぼすような事態は発生しておりませんが、町民の皆さんの安心・安全を確保するため、今後とも注意喚起には努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 人的被害はなくてもやはり農作物の被害があるのでは作業中での不安を払拭しなければならないと思っております。その点についてはどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

作業中の不安の払拭についてのご質問でございますが、これまで主としてイノシシ

を対象に山手の農地などへの侵入を防止するため、地区ごとに山際へワイヤーメッシュ柵を設置してきておりますが、100%防止できるとの状況にはなってございません。侵入防止柵を設置したからといって安心できるものではなく、壊されたりしている箇所もございますので、定期的に点検、補修するなどの維持管理も必要と考えてございます。

また、農家の皆さんが農作物の被害防止のため設置する電気柵に対しては、補助金も交付しておりますし、有害鳥獣を追い払うための花火も支給しておりますので、自己防衛にも取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

いずれにいたしましても、作業中の不安や農作物の被害を100%払拭、防止することはできませんが、今後とも昨年設立いたしました鳥獣被害対策連絡協議会を核といたしまして、効果的な被害防止対策などについて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 安心して作業できるような状況を作るには、今言った協議会がしっかりやっていたらと思っております。

では次の質問であります。今後の設立という部分でありましたけれども、協議会は先ほど町長から設立されているということですので、この質問は割愛させていただきます。

では最後の質問に移ります。

有害鳥獣対策には、猟友会の協力が不可欠であります。しかしながら全国的にも高齢化が進み、メンバーも減少している。その打開策としてハンターの育成や補助金を検討すべきではないかと考えますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

ハンターの育成を検討すべきとのお質問ですが、ハンターの育成を担う機関や団体の有無、またはハンターを育成するための講習会などの有無についての情報収集については現在も取り組んでいるところであります。

また、福島県で毎年開催しております狩猟免許試験受験希望者を対象とした講習会や補助事業などの情報につきましては、問い合わせに対し情報提供は行っているところであります。

町といたしましては、町の単独事業として、町の鳥獣被害対策実施隊の隊員の皆さんの育成のため、わな猟免許や網猟免許を新たに取得される方を対象といたしましての補助事業はありますが、農業生産者の皆さんで利用される方はいない状況となっております。

ご質問にありますように、ハンターの高齢化やハンターの育成については、国見町だけの問題ではなく、全国的な問題でもありまして、県や猟友会、町鳥獣被害対策実施隊の皆さんとも連携し、今後とも情報収集を行いながらハンターの育成強化策につ

いて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 課長からの答弁である程度の動きがあるのはわかりました。

一例ではございますが、やはり狩猟するためには都道府県によっては違いがありますが、試験を受け、合格した後に登録して狩猟税を毎年、3年に1回の更新時に更新手数料として2,900円を支払うそうです。ボランティアでやってもらう状況で負担をさせ、緊急時においても出動してもらうのは大きな負担になってしまうのではないかと考えます。その点についてどのように考えているのか、再度お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

有害鳥獣の捕獲を担っていただいている方々の負担に対する考え方のご質問であります。町の鳥獣被害対策実施隊の隊員の方で銃による捕獲等を実施する隊員の方につきましても、福島県猟友会桑折支部会員のうち、過去3年間連続して狩猟者登録の実績を有している方を委嘱しており、そもそも狩猟免許等をお持ちの方となっております。

また、狩猟者登録の際にかかります狩猟税につきましても、時限措置として現在は非課税となっております。しかしながら、有害鳥獣の捕獲や追い払いなどに緊急的に出動していただいておりますので、それに従事した時間に対しましては十分とは言えないかもしれませんが、報酬を支給するとともに、捕獲処分した鳥獣にもよりますが、手数料についても支払っているところでございます。

また、イノシシの捕獲であれば、県からも報償金が交付されているという状況になっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり、日本全国的にも高齢化の問題だけではなく、ボランティア精神だけでやっておられる方もいらっしゃいますが、多くの方はそうはいかないと言っております。では幾ら負担をすれば納得していただけるかわかりませんが、今の状況を打開して、新たに狩猟していただける方を育成しなければならぬと思っておりますけれども、その育成について再度お尋ねいたしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（蓬田英右君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。ハンターの育成につきましても県や猟友会、町の鳥獣被害対策実施隊の皆さんとも連携しまして情報収集を行い、その中で、ハンター育成の成功事例などもあれば参考にして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） 今課長から言われているように、必ず高齢化の流れが来ますので、今の状態が続くとは絶対思いません。やはりその中に突然来てあしたからできなくなるというようにならないように再度の協力をしていただければと思っております。

野生の動物と人間が住む区域とを柵などで分けることは重要であります。やはりそれは今後も続けていくべきだと思いますけれども、それだけでは完璧ではありません。やはり増えすぎてしまっておかしくなってしまった生息を環境に応じた数に減らすためには、やはり地域住民の生命、財産を守るために活動している方々の協力と、また餌場にしないように地域の住民の協力があってこそ本当の協議会が完成すると考えますので、よろしく願い申し上げて私の質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。



◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす6月22日は午後2時より議会全員協議会を、終了後に議員懇談会を委員会室にて開催いたしますので、ご参集願います。

なお、明後日6月23日は午前8時30分より広報常任委員会を、午前9時より議会運営委員会を、午前9時15分より議会全員協議会をそれぞれ委員会室で開催いたしますのでご参集願います。

明後日は午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

皆様、長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後0時07分）

第 3 目

平成29年第2回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年6月23日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 広報常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 2 報告第 3号 繰越明許費の報告について
- 第 3 報告第 4号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第30号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第31号 国見町税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第32号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第33号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第34号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第35号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第36号 町道路線の廃止について
- 第13 議案第37号 平成29年度国見町一般会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第38号 平成29年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 常任委員長報告
 - 陳情第16号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
 - 陳情第17号 「テロ等準備罪（共謀罪）法」案の廃案を求める意見書の提出についての陳情
 - 陳情第18号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
(追加日程)
- 第16 同意第 2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第17 同意第 3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第18 同意第 4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第19 同意第 5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第20 同意第 6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第21 同意第 7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第22 同意第 8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第23 同意第 9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第24 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第25 発議第 3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分

な就学支援を求める意見書

第26 発議第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

第27 議員の派遣について

第28 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（11名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 （欠員）
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	羽根田孝司君
企画情報課長	佐藤克成君	税 務 課 長	吉田義勝君
住民生活課長	村上幸平君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	蓬田英右君	まちづくり 交流 課 長	菊地弘美君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君	教育次長兼 学校教育課長	引地由則君
幼児教育課長	中田利枝君	生涯学習課長	羽根洋一君
教育委員 長	高橋幸子君	代表監査委員	佐藤徳正君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松浦昭一君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

暑い方は上着を脱いで臨まれても結構ですので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇広報常任委員長及び副委員長の互選結果の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、広報常任委員長及び副委員長の互選結果について報告いたします。

広報常任委員長に松浦和子君が互選され、副委員長に村上正勝君が互選されましたので報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第3号 繰越明許費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第3号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 報告第3号、繰越明許費の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第4号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第4号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） 報告第4号、町が出資している法人の経営状況についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについてをご説明

いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、承認第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◇

◇

◇

◇議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第5、議案第29号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(羽根田孝司君) 議案第29号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第29号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第30号 国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第6、議案第30号「国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(羽根田孝司君) 議案第30号、国見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第30号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第31号 国見町税条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第7、議案第31号「国見町税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長(吉田義勝君) 議案第31号、国見町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第31号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第32号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第8、議案第32号「国見町税特別措置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長(吉田義勝君) 議案第32号、国見町税特別措置条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第32号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第33号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第9、議案第33号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(武田正裕君) 議案第33号、東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第33号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第34号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第10、議案第34号「国見町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第34号、国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第35号 国見町営住宅条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第35号「国見町営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議案第35号、国見町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第36号 町道路線の廃止について

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第36号「町道路線の廃止について」の件を議

題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議案第36号、町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この町道は、地域の人々やJRを利用する高校生、通勤者の歩道あるいは自転車の道路として利用されてきました。まず、廃止の理由について伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 最初に、先ほど申し上げましたけれども、橋梁の劣化に伴う撤去によりまして町道としての機能を有しなくなったということがございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） この町道路線の廃止については、地域の人々や利用者の意向は勘案されているのでしょうか、伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

地域の皆様にもご理解を賜っているものということがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第37号 平成29年度国見町一般会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第13、議案第37号「平成29年度国見町一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（羽根田孝司君） 議案第37号、平成29年度国見町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 補正予算書の9ページで、歳出、総務費の12目地方創生推進費、4900万円ですけれども、うち13節の委託料に4100万円の計上があります。説明ではアドバイザー委託となっておりますが、具体的に何に関してのアドバイスなのでしょうか、お聞きいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） 佐藤定男議員の質問にお答えをいたします。

地方創生推進費の13節委託料、アドバイザー委託4100万円の内容についてでございますが、この予算につきましては、大きく分けて2つの事業でございます。

1つ目が地域プロモーション関係の事業費で3800万円、2つ目が地域公共交通のいわゆるデマンドタクシーの運行に関する事業再構築で300万円の予算を計上してございます。

まず地域プロモーション事業につきましては、町全体の統一したブランディングを図りながら町としての付加価値を向上させまして、それらを外向きに情報発信をしていく。そして、知名度や好感度アップをすることによりまして交流人口の増加、そして移住、定住者の増加という部分を目指していくという事業でございます。

それで、この事業を進めていくにあたりまして、まず外向きに発信をする前に、町民の皆様のいわゆるシビックプライド、町民としての誇りを再認識していただく、そういう部分の事業を展開していきたいということで、その部分の経費として1800万円。それと、町民のシビックプライドをもとに外向きに情報発信をしていく部分について、2000万円を計上させていただいてございます。これらにつきましては、知見のある専門の事業者等に業務を委託して、アドバイスをいただきながらやってまいりたいという中身でございます。

それと、先ほど申し上げましたデマンドタクシーの300万円の部分につきましても、平成20年度からデマンドタクシーを運行してございますけれども、最近利用者が減っている状況もございまして、その部分をどう強化していくかということも含めまして、知見のある専門の事業者にいろいろとアドバイスをいただきながら、今後のあり方について検討していきたいという事業でございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございませんか。

村上正勝君。

6番（村上正勝君） ただいま説明の中で、商工費の道の駅の補助8000万円について、道の駅を作る前は補助事業で皆やったんですが、これは町の単独事業として道の駅に補助をしてやるということだと思んですが、財源的には町の税金でやるわけですが、

これからも道の駅関係で、普通は商売はもうかった金で投資して建てるんですが、この道の駅の場合は、あくまで分離して町の税金を投入して、そして冷蔵庫などを設置するということだと思っんですが、最初の計画費用ではそういうものが想定されなかったのか。また、8000万円の税を出すというのは、道の駅を順調にやっていく、そういう目的なのか、質問します。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

まず、この8000万円の部分であります。財源としては町の一般財源にはなりますが、項目記載のとおり、まちづくり会社への補助ではございません。道の駅の部分につきましては、会社への補助と町の施設であります道の駅の施設の部分というのは、やはり明確に区分をして考えることが必要だと思っております。今回の8000万円の工部分につきましては、町が所有をします道の駅施設の改修の工事費用ということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、会社の場合は利益を得て、それでやっていくのではないかとのお質しでございますけれども、確かに村上議員のお質しのとおり損益の留保があつて、それで事業を拡大していくということが一般的かとは思いますが、道の駅の部分につきましては、この道の駅を整備したことによる町としての効果、道の駅の経済波及効果は大変大きいものと捉えてございます。

直接的には、道の駅でのお買い物や食事、あるいは周辺の店舗等でのお買い物、食事、ガソリンスタンドでの売り上げ等がございますし、その部分について、周辺店舗の売り上げも増加をしていると聞いてございます。加えて、売り上げの裏には仕入れが当然でございます。また、店舗、工場あるいは道の駅の従業員の収入、さらにその人が地域内で使うお金ということも本来はなかったものになりますので、経済的な波及効果が大変大きいということがございます。

町といたしましては、道の駅を整備の目的である交流と連携、さらには経済効果で町民の所得も増やしていくというところを目的としてございますので、その点において、今回道の駅の施設の整備と改修ということでご理解をいただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） ただいまの説明でわかりましたが、ただ1点は、最初の計画からすればうれしい誤算というのか、想定外のお客さんが来ており、そういう中で設備をするということではありますが、やはり税金を投入する場合は、そういうようなのをきちんと明確にして、そして道の駅の経営の中に発揮してもらいたいと思っております。

以上です。

議長（東海林一樹君） 答弁はいいんですね。

そのほか質疑ございませんか。

7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） ただいま村上議員と関連することになるんですけども、まちづくり交流課長にお願いしたいと思います。

商工費における8000万円の中での冷蔵庫の部分をお尋ねしたいと思います。

道の駅において予想以上の来客があるということで、これは大変喜ばしいことでもあります。多くの方に来ていただけている中で、そこで特に青物が今大変不足しているというところで、どうしても売り場に出すことができないということで、そういうものをストックするために、ロスを防がなければならないのではないかというような質問を前にさせていただきましたけれども、やはり多くのものを入れるということになれば最大の在庫となってしまいますし、在庫となってしまうえば大きなロスに変わってしまうのではないかと思いますけれども、そういう点に限っては十分に確保でき、大丈夫だという考えでよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

青物等の冷蔵の部分でストックが増えれば、当然在庫となって会社の経営を圧迫するのではないかという趣旨だと思います。現実的に冷蔵庫を増設して、そこに在庫としてストックが多くなるということになれば、一般的に渡辺議員のご指摘のとおりになるのだと思いますが、現状でのお話とすれば、現在足りないというところに対する部分でありますので、在庫が増えてしまうということのお話ではないと考えてございます。

なお、経営的な部分の詳細につきましては、まちづくり会社で適切に経営をしていると思ってございますので、ご理解をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 課長の説明では、今の状態では大変少ないということで、今ピーク時であるということはおわかりいただけますけれども、来年度以降に農業ビジネス訓練所も整備をして、今後いろんな部分で青物の部分が増えてくる可能性は十分考えられると思います。

そうした場合に、今の状態に合わせて作るよりも、1年を通すというか、道の駅の状態を1年間お客様も含めて、売り上げも含めて見た上で、やはりこのようなものが必要だとなってから設備投資をやっても十分間に合うのではないかと思いますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

渡辺議員から再三、ストックの冷蔵の部分でお質しをいただいておりますが、今回の8000万円の費用につきましては冷蔵の部分だけではございません。あくまでも荷さばき所の増築の部分で、青物のロスをなくすために冷蔵庫の増設は含まれてございますが、そのほかにも安心・安全のための対策等も含まれております。

ただ加えて、これからの状況を見てというお話もいただきましたが、青物につきましては当然これから夏野菜、さらには秋野菜、冬というふうになっていきますけれど

も、冬場については当然生産量が減ってくる場合がございますので、1年間を通して考えていくと、その部分においては、仕入れがやはり増加することが必然でございます。そういう意味も込めて、1年間の部分をトータルとして見て、今回このような補正をお願いしているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 最後になります。

私は冷蔵庫を設置することに対して反対はしておりません。ただ、新たな設置は時期尚早ではないかという部分でお話をしましたけれども、このまちづくり、道の駅が成功したいと、成功するべきだという考えを持っている一議員、一人間でありますから、やはり利益を出して、そこで10年も20年ももつ施設でなければならないと思っております。

そのためにも、突発的なものでなればともかく、やはり長期的なことを考えれば、利益を求めて、利益が出て、そこから何かをするという、先ほど村上議員も言っておりましたけれども、そこではないのかなと思っております。

そこで、町長にお尋ねしたいと思います。副町長でも結構です。今回のように、5000万円の出資金を出して、次にこのような設備資金ということで、町のお金がどんどん流れていってしまうことに不安があるという町民が出ております。その辺について、3年後には黒字経営になっていくという宣言をいたしましたけれども、考えは今でも変わらずにいってけると、うまくいっているか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤弘利君） 道の駅の整備についてでございますが、基本的な考え方にいたしましては、先ほどまちづくり交流課長が答弁いたしましたように、施設の改修については町で責任を持ってやっていくと。そして、その部分の運営については、指定管理者でありますまちづくり会社で担っていくということでもあります。

今般お願いしております施設の整備等につきましては、これは安心・安全、さらには食中毒の防止、これらに関する部分の補強、拡充でありまして、これについては町で責任を持って整備を行うものであります。

道の駅の運営の状況につきましては、議員の皆さんもご存じのとおり、おかげさまで想定を超える、2倍を超えるお客さんに来ていただいている状況でありまして、そういった中におきまして、繰り返しになりますが、町といたしまして、安心・安全あるいは食中毒等の防止のために今回は施設整備費をお願いするということでもありますので、よろしく願いいたします。

なお、いただきましたご意見等、二、三年を見越してという等々のご意見につきましては、十分に考慮してさらに信頼していただける道の駅に向けて今後対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 関連いたしますけれども、質問いたします。まちづくり交流課長でよろしいかと思えます。

開業から50日ぐらいになりますでしょうか。お客さんがたくさん来ているということで大変喜ばしいこととは感じているところでありますけれども、今回これまで質疑がありましたように、新たに設備投資をするということでございます。これについて8000万円ほどになりますけれども、この財源の考え方について、ご説明をいただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（菊地弘美君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

まず、道の駅の状況について少しお話をさせていただきます。

道の駅は5月3日に開業いたしまして、5月13日、開業から11日目になりますが、10万人を達成し、5月27日、これは25日目になりますが、20万人を達成したところでございます。6月に入って11日、開業から40日目になりますが、30万人の来場者を達成してございます。

このように多くの来場者が来ているということで、来場者数だけではなくて道の駅、会社でのレジの通過者も増えているということで、売り上げにもつながっているというところは間違いのないところと考えてございます。

再三、先ほどからご質問をいただきましたが、想定を超えているというところで、最初に想定できなかったのかということもあろうかと思えますが、道の駅の整備については、前面道路の交通量で、それぞれの駐車場の台数や売り上げの部分などをはじき出してございます。そういう意味では、この国見の道の駅が本当に想定以上のお客様が来場し、交通量も増えているということが現実的に起こっていると考えてございます。

となれば、先ほど答弁をいたしましたように、経済効果は、直接的な売り上げだけではなく間接的なもの、さらにはそのお金が町内で回っていくことによって、株式会社の売り上げだけではなくて従業員の方、さらには町内のさまざまな出荷者の方、農業者の方も含めて、経済が回っていくことになると、経済の波及効果は大変大きくなってきます。

これは、単純に所得が増えるということだけではなくて、そのお金で例えば教育であったり医療であったり福祉であったりというところに使うことも当然出てきますので、そういう意味でいうと、財源について、今回一般財源ではありますが、町として今回整備をするというところについては、理由があるものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 総務課長にお尋ねします。5番佐藤議員の関連質問でございます。ページ数、9ページの地方創生推進費で2450万円の国庫補助金、それに一般財源から同額を支出してこの事業をやる、これはわかりました。

ところが、この財源として7ページでは総務費国庫補助金で3500万円補正しております、3500万円というのは地方創生推進交付金という名前でございます。とすれば、これに使った2450万円も引きますと1050万円は別な事業もこの中に入っていると思うんですけれども、その辺の説明をお願いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（佐藤克成君） 八島議員の質問にお答えをいたします。

歳入で地方創生推進交付金3500万円となっておりますが、これに対応する事業としましては、先ほど申し上げました地域プロモーションと地域公共交通の見直しの部分で4900万円、それプラス農業ビジネス訓練所、農業振興費に今回分かれて入っておりますが、こちらの事業は2100万円分ございます。そちらの分が1050万円交付金として入ってくるということで、地方創生推進交付金の事業費総額としましては7000万円のうちの半分、3500万円を歳入として見込んでいるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時15分まで休議いたします。

（午前11時06分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◇ ◇ ◇

◇議案第38号 平成29年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1

号)

議長（東海林一樹君） 日程第14、議案第38号「平成29年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第38号、平成29年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 保健福祉課長にお尋ねしたいと思います。

国の制度といたしまして、2015年から保険者支援制度として国の予算で3400億円ほど予算化されていると思います。そのうちの1700億円が各保険者に対する減免に使われるということで承知しておるところでありますけれども、今回の保険税の算出にあたりまして、こういった支援金はどのような形で計算されたことになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 浅野議員のご質問にお答えいたします。

国の財政支援についてのお質でございますが、30年度の国保改革に向けまして保険者の財政基盤の強化を図るために、平成27年度から国で約1700億円規模の財政支援を行っておるところでございます。市町村に対しましては、低所得者の保険料軽減に対する国の補助金に上乗せをする形で交付をされてございまして、平成27年度では1000万円、平成28年度におきましても、この財政支援分として約1000万円が交付されてございます。

使い道でございますけれども、当然保険給付費にまず充当するものでございますが、結果として繰越金となりまして、一部が国保税の税率の軽減の財源となっているところでございます。今年度の財政支援にさらに上乗せされる予定でございますけれども、まだ確定しておりませんので、今回の補正では計上してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇常任委員長報告（陳情第16号～陳情第18号）

議長（東海林一樹君） 日程第15、常任委員長報告を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第16号、陳情第17号及び陳情第18号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

なお、この報告に対する質疑は一括して行い、その後討論、採決については1件ずつ行います。

総務文教常任委員長、8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情3件の審査の結果を報告いたします。

本委員会は、去る6月20日午後2時45分より、委員会室において委員全員の出席のもとで開催しました。この会議には、説明のために羽根田総務課長及び引地教育次長、職務として松浦議会事務局長が出席しております。

陳情第16号は「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書」であります。

陳情の趣旨は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成30年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書の提出を求めるという内容です。

本委員会では、本陳情について全会一致で採択と決しました。

続いて、陳情第17号の審査結果を報告いたします。

陳情第17号は「「テロ等準備罪（共謀罪）法」案の廃案を求める意見書の提出についての陳情」であります。

審査の結果、法案はすでに国会で可決、成立しているため、地方議会で議論することにはなじまないという意見が多数であり、不採択と決しました。

続いて、陳情第18号の審査結果を報告いたします。

陳情第18号は「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」であります。

陳情の趣旨は、地方自治体は社会保障、被災地の復興など果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

しかし、社会保障費の圧縮や地方財政をターゲットにした財政削減は必要不可欠な公共サービスの低下を招き、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。平成30年度の政府予算、地方財政の検討にあたり、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要なため、政府関係機関に意見書の提出を求めるという内容です。

本委員会では、本陳情について全会一致で採択と決しました。

以上、報告といたします。

議長（東海林一樹君） これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第16号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第16号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情第16号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第16号は委員長報告のとおり採択と決しました。

議長（東海林一樹君） これから陳情第17号の討論を行います。討論ありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） 陳情第17号の委員長報告に対する反対討論を行います。

陳情第17号はテロ等準備罪法案の廃案を求める意見書の提出を求める内容のものであります。本陳情が議会事務局に提出されたのは平成29年5月25日であり、国会において審議中であることから、同法案の廃案を求めることとしているものであります。

審議中のテロ等準備罪法案は、その内容から共謀罪法案という表現も使われておりました。共謀罪導入の根拠として、国際組織犯罪防止条例の締結のためとしていますが、盗聴法などと一体で運用されれば通信の傍受も可能となり、一般市民の思想や内心についても監視されるなど、取り締まる側の判断に委ねられることとなります。

テロ対策のためとの政府の説明もありますが、審議の過程では、テロにつながるような犯罪については、現にある法律のもとでも十分に防ぐことができるという専門家の見解もあります。テロのような事件は絶対起きてはなりません、法案では、犯罪の対象としての組織的犯罪集団の定義が曖昧であったり、また、具体的に危険な行為があってはじめて処罰するという近代刑法の大原則を覆し、計画の段階での罪が設けられ、憲法が保障する思想、良心の自由、表現の自由が守られない危険性が十分に予測され、国連人権委員会からもプライバシーを侵害するおそれがあるとの指摘がされております。

陳情書では、戦前の治安維持法について、思想、言論が封じられ、文化人、宗教者、学生など多くの市民が検挙され、戦争へとつながったことが歴史の真実であるとしていますが、これと同じことが繰り返されるようなことがあってはなりません。国民主権、平和主義は恒久的に追求されることであり、基本的人権は守られなければなりません。それが阻害されるような欠陥のある法律については、廃止を求める意見書として提出すべきであります。

国民の日常生活にかかわる事案でもあることから、全会一致での意見書提出が望まれるところですが、私は以上のようなことから、陳情第17号は採択すべきものであることを表明し、常任委員長の報告に対する反対討論といたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 私は、委員長の報告に賛成する立場で討論を行いたいと思います。

国見町の議会には議会基本条例がございます。基本条例の第20条2項に、「議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない」とあります。いわゆる法律や刑法は国会で議決することになっておりますので、ただいま浅野議員の意見にもありましたけれども、議決前ならば、国見の議会として、そのものに対する意思表示はできると思います。

ところが、国会で議決して可決した法案に対する廃棄を求めるこの陳情は、やはり地方議会としてのあり方を考えたときには、この案件はなじまないと考えます。ましてや、日本はあと3年後にオリンピック・パラリンピックが開催されます。それに備えて世界から集まってくる人々の安全、そして日本国民の安全な生活を保障するために、どうしても今国会で議決しなければならないという緊急性を帯びた案件だったと思います。

よって、今国会で議決され、可決したということを考えるときには、やはり国見町議会でこの案件、陳情第17号、テロ等準備罪（共謀罪）法案の廃案を求める意見書の提出にはなじまないと私は思ひまして、委員長の報告どおり不採択が最善な議決だと思ひ、賛成意見を申し述べます。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか討論はありませんか。

5番佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 私は、委員長報告に反対の立場から意見を申し上げます。

もう国会ではこの法案は成立しておりますけれども、その間、与党、野党間のいろいろな審議がありました。テロ対策という面もあると言いますが、それで一般市民は原則対象にはならないという政府の答弁になってはいますが、テロに関しましては、私はテロリストですというふうに住んでいる人はいないわけです。一般市民の中にまじって生活をしているわけです。

要は、結局は一般市民かどうか、これはあくまでも私の考えですけれども、当局の意向に左右されて捜査が行われていく懸念が十分にあると考えます。このような状況が進んでいきますと、私は戦後生まれですけれども、戦前の治安維持法が大分悪用されたようなことが想起されます。

したがって、私はこの陳情に対して採択すべきと考えます。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか討論はありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 陳情第17号は、委員長は不採択でございます。委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

国内ではオリンピック・パラリンピックの開催を3年後に控えており、テロ対策は重要な課題であります。テロ等準備罪法は今年6月15日に参議院本会議で可決、成立しております。このテロ等準備罪法が成立したことによって、テロ対策の向上と国民の安心・安全につながるものと思います。

したがって、陳情第17号の不採択を求めるものでございます。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第17号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情第17号を採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

議長（東海林一樹君） 起立少数です。

したがって、陳情第17号は不採択と決しました。

これから陳情第18号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから陳情第18号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情第18号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第18号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午前11時40分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時42分）

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり13件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この13件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） ただいま追加ご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

同意第2号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、佐藤徳正委員が6月23日をもって任期満了となりますことから、引き続き佐藤徳正君を適任と認め選任したいため、同意を求めるものでございます。

それから、同意第3号から同意第10号までの「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、7月19日に任期満了となります農業委員につきまして、農業委員会等に関する法律の改正によりまして全ての委員が議会の同意を要件とする市町村長の任命制となりましたことから、朽木勝之氏ほか7名の方を適任と認め、同意を求めようとするものでございます。

以上、慎重ご審議の上、速やかなるご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◇ ◇ ◇

◇同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第16、同意第2号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

佐藤徳正君の退席を求めます。

（監査委員佐藤徳正君 退場）

議長（東海林一樹君） 書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第2号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は原案に同意することに決しました。
佐藤徳正君の退席を解きます。

(監査委員佐藤徳正君 入場)

◇ ◇ ◇

◇同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第17、同意第3号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第3号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第3号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第18、同意第4号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第4号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第4号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第19、同意第5号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第5号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第5号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第20、同意第6号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第6号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第6号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第21、同意第7号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第7号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第7号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第22、同意第8号「農業委員会委員の任命につき同意を求

めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第8号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第8号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第23、同意第9号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第9号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第9号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第24、同意第10号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

(書記 同意第10号を朗読)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから同意第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、同意第10号は原案に同意することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第25、発議第3号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第3号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 意見書の提案理由の説明については、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご議決をお願いします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから発議第3号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時01分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

◇発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第26、発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第4号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 提案理由の説明は、ただいま書記が朗読したとおりであります。速

やかなるご議決をお願いします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから発議第4号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長（東海林一樹君） 日程第27、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長（東海林一樹君） 日程第28、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（太田久雄君） 平成29年第2回国見町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申し上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただき、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。また、議案審議の過程におきまして、議員の皆様方から頂戴をいただきましたさまざまなご意見を十分踏まえまして、町政執行にあたってまいる所存でございます。

なお、議員の皆様方におかれましては、時節柄、お体には十分ご留意の上、今後とも復興と町政進展、町民福祉の向上のためにお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

平成29年第2回国見町議会定例会を閉会いたします。

なお、午後1時20分より委員会室において広報常任委員会を行います。委員の皆様はご参集願います。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後1時09分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月23日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 八 島 博 正

同 署名議員 松 浦 和 子